

総務市民常任委員会会議録

〔令和 6 年 3 月定例会〕

3 月 6 日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和6年3月6日(水)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
9:00	議案第3号	筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画政策課	3
	議案第4号	筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人 事 課	8
	議案第5号	筑紫野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	危機管理課	12
	議案第6号	筑紫野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	管財課	15
	議案第18号	令和5年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算(第1号)について	管財課	16
	議案第30号	令和6年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算について	管財課	19
	議案第19号	令和5年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算(第1号)について	管財課	22
	議案第31号	令和6年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算について	管財課	24
	議案第20号	令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算(第2号)について	管財課	31
	議案第32号	令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算について	管財課	32
	議案第7号	筑紫野市人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定について	人権政策・男女共同参画課	39
	議案第25号	令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	人権政策・男女共同参画課	41
	議案第8号	筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	国保年金課	44
	議案第16号	令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	国保年金課	55
	議案第24号	令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算について	国保年金課	58
	議案第28号	令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算について	国保年金課	64
	所管事務報告	筑紫野市保健事業実施計画(データヘルス計画)について	国保年金課	67
	所管事務報告	統一的な基準による財務書類について	財政課	71

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和6年3月6日(水)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
	所管事務報告	令和6年4月1日組織機構の見直しに伴う市庁舎内の配置部署の変更について	人事課	74
	所管事務報告	第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略について	企画政策課	78
	所管事務報告	令和5年度行政評価の運用結果について	企画政策課	81

令和6年第2回（3月）筑紫野市議会定例会 総務市民常任委員会

○日 時

令和6年3月6日（水）午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長 八 尋 一 男
委員 上 村 和 男
委員 山 本 加奈子
委員 赤 司 祥 一

副委員長 白 石 卓 也
委員 高 原 良 視
委員 佐々木 忠 孝

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（9名）

議員 西 村 和 子
議員 古 賀 新 悟
議員 春 口 茜
議員 辻 本 美恵子
議員 檜 木 孝 一

議員 坂 口 勝 彦
議員 吉 村 陽 一
議員 段 下 季一郎
議員 城 健 二

○一般傍聴者（1名）

○出席説明員（24名）

企画政策部長 宗 貞 繁 昭
デジタル政策担当係長 力 武 晋 平
人事課長 永 田 貴 也
行政管理担当係長 平 島 知 子
危機管理課長 中 村 昭 治
管財課長 永 利 俊 美
人権政策・男女共同参画課長 谷 典 士
人権文化センター担当係長 岡 島 聖 司
財政担当係長 尾 形 基 貴

企画政策課長 中 尾 泰 明
企画政策担当係長 齊 田 誠
人事担当係長 中 村 淳 二
総務部長 嵯 峨 栄 二
危機管理担当係長 森 田 健太郎
管財担当係長 永 田 裕 二
人権・同和政策担当係長 田 川 誠
財政課長 高 木 伸 泰
財政担当主任 原 田 裕 介

市民生活部長 杉 村 真 子
国保担当係長 宮 下 無 双
健康推進課長 毛 利 早 希

国保年金課長 高 口 修
医療年金担当係長 藤 本 光 信
健康推進課長補佐 山 田 真理子

○出席事務局職員（3名）

局 長 荒 金 達
主 査 阿 部 早 苗

課 長 大久保 泰 輔

開会 午前 9 時00分

○委員長（八尋一男君） 皆様、おはようございます。定刻前でございますが、皆様おそろいですから、ただいまから総務市民常任委員会を開会をいたします。

傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に 9 名の議員が傍聴に出席しておりますので御報告しておきます。

皆様に念のため申し上げますが、会議中、発信のある方は挙手していただき、私、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言をしていただきますようお願いをいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い本日の会議を進めます。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件と議会報告会のテーマについて協議することを予定しておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、議題に入ります前に、宗貞部長がお見えですので御挨拶をいただき、あわせて出席職員の御紹介をお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） おはようございます。企画政策部の宗貞でございます。

本日、企画政策部から議案 2 件提出させていただいております。まず、企画政策課のほうから、筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

企画政策課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課デジタル政策担当係長の力武でございます。

○デジタル政策担当係長（力武晋平君） 力武です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

それでは、議案第 3 号、筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、議案第3号についての御説明を申し上げます。

説明につきましては、提案内容補足説明書により説明申し上げたいと考えておりますので、補足説明書1ページを御覧いただけますでしょうか。

まず、議案の名称でございますが、筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容といたしましては、今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法でございますが、この法律の一部改正に伴い、条例において引用する規定に変更が生じるため、条例の一部を改正するものとなっております。

令和5年6月に番号利用法が改正されたことにより、これまでは法律で定められた事務について、法律の定めに従いマイナンバーを用いた情報のやり取り、いわゆる情報連携が行うことができるものとされておりましたが、法律で定める事務という部分には変わりはありませんが、情報連携については主務省令に規定することで実施が可能とされたところでございます。

この法改正に伴う条例の具体的な改正箇所でございますが、補足説明書の2ページ目を御覧いただけますでしょうか。

2ページ目、第2条の定義でございます。法改正により新たに設けられた主務省令で情報連携が可能とされた事務のことを第5号の特定個人番号利用事務、そしてそこでやり取りをする主務省令で定められた特定個人情報、このことを利用特定個人情報として第6号で定義をさせていただくというものでございます。

また、次の3ページでございます。

第4条第1項及び第3項でございますが、法別表第2という改正前の法律で、情報連携が可能な事務及び特定個人情報を定めていた規定でございますが、今回の法改正によりこの別表が削除をされておりますので、先ほど定義をした特定個人番号利用事務、そして利用特定個人情報という表現を用いて同様の内容を規定させていただくというものでございます。

このほか第1条や第3条など、その他の規定についても改正を提案させていただいておりますが、こちらにつきましては、今回の条例改正に合わせて用語の整理等を行うもので

ございます。

説明につきましては以上でございますので、よろしく御審査賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。ただいまから質疑のある方はお受けいたします。質疑のある方はありますか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 市民の方にとってはどういう変わり方になるのでしょうか。手続がこうなるとかああなるとか、あるいはこういう事務を進める上でいろいろこういう点で利便性が獲得できるだとか、こうすることによって何をもたらそうとしているのかね。市民の人たちからするとどういう利点があるか、リスクがあるかというような、どういう点に事務当局としては気をつけて運用することが大事だというふうになっているかだけ教えてください。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、市民の皆様への影響でございますが、今回の条例の改正につきましては、法の改正に伴うものでございますので、直ちに市民の皆様には大きな影響が生じるということは現時点では想定をしていないところでございます。

ただ、今後様々な行政手続の利便性の向上を図るために、これまではマイナンバーが使える事務については法律で定めるところは変わりはありませんけれども、そこで使用する情報ですね、情報のやり取りについては、法律ではなく政省令の定めで情報連携ができるという規定が今回法改正により設けられておりますので、市民の皆様にとっては様々な行政手続を行う際の添付書類を御用意いただく手間等が今後省略できる部分が増えてくるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。ほかに。

○委員（上村和男君） これを運用していく上でどういうリスクも考えられるのか。考えてはいないのか。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 当然、上村委員がおっしゃいますとおり、法律の定めから主務省令、いわゆる省令に委任をするという形になっておりますので、利用が若干容易になる部分というものは当然出てこようかというふうに考えております。

そういう懸念は、当然国会の中でも様々議論がなされておりまして、主務省令を各省庁が制定する際には、しっかりとパブリック・コメント等で国民の意見を聴取した上で、国民の利害を損ねることがないように配慮をした上でこの制度を運用していくという方向性が示されておりますので、国において適切に対処がなされるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 市としては何も考えてないんですね。国が言うてくるのをどう実行するかというふうに考えているというふうに思っとけばいいですか。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） この条例とは直接関係ないかもしれませんが、やはり今後マイナンバーを利用する場面というものが非常に多くなってくるというふうに見込まれておりますので、市の内部におきましても、国の個人情報保護委員会が示しております特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインに基づき、市の中での基準等を設けて、マイナンバーの運用を厳格にしていく体制構築に着手をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、一つ確認なんですけれども、この法律が改正されたことで、改正の内容はいろいろあったと思うんですけど、マイナンバーの利用範囲の拡大とか、マイナンバーの利用情報連携に係る規定の見直しとかいろいろ書いてあったんですが、今回のこの条例の改正で、例えば何ですかね、健康保険証の一体化とかもいろいろ書いてあったんですけど、市としてはこの条例の新しく追記した新規の分をすることで全部できるように、ここだけ変えればできるようになるというふうに思っていていいんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まさに、山本委員が今質問の中で触れていただきましたとおり、市として定めなければならない規定が、委員がおっしゃいました情報連携に関するもの、市の機関の内部での情報連携、そして市が他団体との情報のやり取りを行う際の

情報連携については条例で基準を定めることが求められておりますので、今回その部分はしっかり対応をさせていただいたというところでございます。

また、マイナンバーの利用範囲の拡大等については、マイナンバーを使える事務というものが法律で定められることとなっておりますので、こちらについては法の動向を踏まえて、必要に応じて市としても諸手だてを講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第3号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第3号、筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

所管入替えのため、しばらく休憩します。

休憩 午前9時12分

再開 午前9時13分

○委員長（八尋一男君） 議題に入ります前に、宗貞部長より出席職員の御紹介をお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策部人事課のほうから、筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び筑紫野職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例の制定の件について、御説明を申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課人事担当係長の中村でございます。

○人事担当係長（中村淳二君） 中村です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課行政管理担当係長の平島でございます。

○行政管理担当係長（平島知子君） 平島です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第4号、筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、私のほうから筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件につきまして、御説明をさせていただきます。

まずは、提案内容補足説明書の6ページをよろしくお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことに伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給を行うため、関係する条例の一部を改正するものでございます。

なお、会計年度任用職員への勤勉手当の支給額につきましては、合計で1億5,583万9,000円を見込んでおるところでございます。

改正の具体的内容でございますが、議案書の11ページ、それから提案内容補足説明書の7ページからの新旧対照表をお願いいたします。

議案書の11ページの第1条におきまして、筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものとしており、12ページの第2条において、筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものとしております。

続いて、提案内容補足説明書7ページからの新旧対照表でございますが、筑紫野市会計

年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正については、まず第3条の給与の種類に勤勉手当を追加するものでございます。

次に、第15条の2において、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について規定をし、市職員の給与条例に定める勤勉手当に関する規定を準用するものとしております。

次に、第22条の2におきまして、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について規定をさせていただき、市職員の給与条例に定める勤勉手当に関する規定を準用するものとしております。

続いて、9ページの筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の改正でございますが、育児休業を取得した会計年度任用職員の勤勉手当につきまして、市職員と同様に支給することを規定するものでございます。

私からの説明は以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 勤勉手当なんですけれども、これは職員さんと同じように人事評価が影響されていくのかというのが1点。

それと、提案理由説明書の8ページに、第22条の2というところにパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当があるんですが、ここに「勤務時間が著しく少ない者として」とあります。ここは、例えば週15.5時間以上の勤務する者とかいうふうにちょっと見たことがあるんですけど、そうなるのかどうかというのが1点。

最後に、例えば学校の教育関係で働かれている方で、夏休み期間中とか任用されない時期があると思うんですけれども、このような方が例えば空いてしまって、半年、6か月って書いているので、そういう方も対象ときちんとなるのか。

以上3点、お尋ねをいたします。

○委員長（八尋一男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） ただいまの御質問につきまして、3点あるかと思いますが、まず1点目、人事評価の反映ということで成績の反映の件だと思いますが、国のほうが示す中においても成績反映をなささいということで通知のほうが示されておりますので、市のほうといたしましても、現在のところまだ制度設計ができてない状況ではありますが、

令和6年度から支給を開始して、令和7年度については6年度の評価を勤勉手当の金額に反映する方向で今後検討のほうを進めてまいりたいと考えております。

それから、2点目のパートタイム会計年度任用職員の方の勤務時間の定めというところにつきましては、これは期末手当と同様に15.5時間以上、週の勤務時間がある方に勤勉手当の支給の対象としていきたいと今のところ予定をしておるところでございます。

それから、最後3点目でございますが、例えば夏休みなどで任用が切れる方の取扱いというところになります。ここに定めさせていただいており、1会計年度の間に6か月以上任期が発生するという方については支給対象になりますので、例えば夏休みの1か月の間だけ任期が切れていると。ただ、また夏休みが明けると任期が発生するという方についても1年間で見ていきますので、6か月以上の任用が確定した段階では当然ながら対象に入っていくという形になります。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） いろいろなことが言われる中で一つだけ気がかりなのが、同じ市役所で働いていても格差が随分ありますねという議論があつて、臨時職員のような人たちの本務化とか、正規職員の定数増をとというような議論もあっておりますので、そういうことはこれとは直接関係ありませんが、これが処遇改善に向けての手だてだとすれば、そういうことは考えていたのかいないのか。検討課題にはしているとか、せっかくおいでになっているので、この先々の見通しのようなことも含めてお尋ねしたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 今回の改正において、会計年度任用職員の方々の処遇の改善というところに今回の改正はなるんですけれども、今後につきましても、国の示す中身、非正規職員の方々への処遇についての考え方というところを十分に把握しながら、国の示す中身に沿って対応のほうを進めていきたいと考えております。

また、職員の定数についてでございますが、今年度において、令和6年度において、一定の職員数の増を予定させていただいているところではございますが、その後の動きにつきましては、新たな組織機構の見直しをさせていただく中で、職員の配置というところも見直しをさせていただいておりますので、推移を見ながら、新たなまた制度改正、あるいは新たな事業の発生などで業務の負担が発生すれば、随時見直しをしていきたいと考えて

おります。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第4号について、討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第4号、筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

部門入替えのため、しばらく休憩をいたします。

—————・—————・—————
休憩 午前9時23分

再開 午前9時24分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議題に入ります前に、嵯峨部長がお見えですので御挨拶をいただき、あわせて出席職員の紹介をお願いします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） おはようございます。総務部、嵯峨と申します。

本日は、総務部所管といたしまして、条例関係3件、令和5年度特別会計補正予算3件、令和6年度特別会計予算4件の議案を御説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

まず、筑紫野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について、危機管理課参っておりますので職員紹介をさせていただきます。

危機管理課長の中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 危機管理担当係長、森田でございます。

○危機管理担当係長（森田健太郎君） 森田です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

それでは、議案第5号、筑紫野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それでは、私のほうから議案第5号、筑紫野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

議案書につきましては、13ページから15ページ、提案内容補足説明書は10ページから12ページとなっております。本日は提案内容補足説明書に沿って御説明をさせていただきたいと思います。提案内容補足説明書10ページを御覧ください。

今回の改正は、消防団員の処遇改善のため、報酬及び費用弁償の額を改定するものでございます。

11ページの新旧対照表を御覧ください。

第12条の報酬の改正につきましては、団員の階級別の年額についてです。団長にあっては27万円を27万2,000円に、副団長は17万8,000円を17万9,300円に、分団長は7万9,000円を8万400円に、副分団長は6万6,000円で額の改定はございません、部長にあっては3万4,000円を4万1,000円に、班長は3万円を3万7,000円に、団員は2万9,000円を3万6,500円に改定し、機関員の報酬にあっては削除することとしております。

次に、12ページを御覧ください。

13条において、費用弁償の額の改定を行うこととしております。これまで団員が水火災、警戒又は訓練等の職務に従事するときは、1回につき2,200円の費用弁償を支給するとあったものを、職務の種類、水火災又は地震等により出動したときにあっては、日額として8,000円。ただし、職務に従事した時間が4時間に満たない場合は4,000円とする。消防に

関する教育又は訓練を受けたときは、日額3,000円。消防の役員会に出席したときは、日額3,000円とするものです。

今回の改正にあつては、令和3年4月に消防庁から示された団員の階級にある者にあつては年額報酬の標準を3万6,500円とすること。水火災又は地震等の災害に関する出動については、1日当たり8,000円を標準とすることが示されておりますので、これらのことを踏まえ、団と協議を行ってまいりました。その結果として、今回の改定を行うこととしたものでございます。

説明については以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 一番最初に御説明いただいた12条の団員の方の報酬に関してなんですけども、これ見ていると新旧で階級ごとの上がり幅が結構全然違うなど。団長、副団長、分団長、副分団長、特に副分団長に関しては変更がなくて、下、部長、班長、団員の上がり幅結構多いなと感じるんですが、上がり率というか、違いの理由が何か教えてください。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 団員、団長、副団長等の報酬の年額につきましては、既に改定を行っております大野城市に合わせて、今回、今年度において来年度からの施行に向けて、太宰府市、春日市、那珂川市においても、消防団員の報酬と費用弁償が改定されることとなっております。

そういった状況を各市の中から調査し、筑紫地区としての均衡を図る観点から、団長、副団長等の額の確定をしたものでございます。副分団長にあつては、現行の時点でも筑紫地区として比較して高くなっておる状況ではございますが、業務の負荷であったり職責に大きな変更がないため、据え置くことが妥当であるというふうに判断しておりまして、額の改定を行わず、それ以外の団員については、基本筑紫地区とそろえる方向での改定を行うこととしておるものでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。（「手が挙がっています」と呼ぶ者あり）
どうも失礼しました。

○委員（上村和男君） 消防団員の人は聞きにくいでしょうから私から聞きますが、これで消防団員に成り手がなくなってしまうような状況を克服することになると思っていますか。この報酬だけではなくて、いろんなことが重なっていると思いますが、その一助になると思っているのか。これに加えて何か考えて、あるいは検討しているのかですね。

だんだん成り手がなくなってしまう。そういう状況をどうしていくのかということもありますので。私たちは助けをもらう側におりますので、命がけでやってくれている人たちの姿を見るときがあるでしょう。災害の中で消防団員が死んでいくときもありますよ。そういうことを見ると、これぐらいで、これ年間ですからね、ボランティアのようなことかなと思いつながら、どういうふうに筑紫野市として考えているのか。それをつかさどっている部署としてどうお考えになっているのかというのだけ聞かせてくれますか。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 報酬の額の改定にあつては、前回の改定が平成14年でございますので、20年以上このまま据え置いてあつたというふうな状況でございます。報酬であつたり費用弁償の額が一定額引き上げられることによって、団員の確保につながるかという御質問、御意見だつたというふうに認識しております。ある程度の一助的なものにはなろうというふうに認識しておるところでございます。

ただ、長年にわたり消防団員として活動していただいている方々からは、消防団の活動、お金じゃないんだよというお声を頂戴することが非常に多うございます。市といたしましても、消防団活動に理解を示していただき、活動を担っていただける方を一人でも多く確保していきたいというふうに考えておりますので、地域の皆様の御理解、御協力を得ながら、引き続き団員の確保、勧誘等に努めてまいりたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第5号について、討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第5号、筑紫野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

ここで、所管課入替えのため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時35分

○委員長（八尋一男君） それでは、議題に入ります前に嵯峨部長より出席職員の御紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 続きまして、筑紫野市営住宅条例の一部を改正する条例及び令和5年度の財産区の特別会計補正予算3件、令和6年度の財産区特別会計予算3件、説明をいたします。管財課が参っておりますので、紹介いたします。

管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利俊美君） 永利です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財担当係長の永田でございます。

○管財担当係長（永田裕二君） 永田です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願いします。

それでは、議案第6号、筑紫野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案書16ページ、議案第6号、筑紫野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

説明につきましては、提案内容補足説明書にて説明をさせていただきます。提案内容補足説明書13ページをお開きください。

本議案につきましては、令和5年5月19日に公布された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和6年4月1日より施行されることにより、筑紫野市営住宅条例を改正するものでございます。

それでは、主な改正内容についてでございます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律について、保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化が行われ、接近禁止命令、退去等命令が同一条項の規定であったものが、それぞれの条項での規定となるため、筑紫野市営住宅条例についてもそれに合わせて改正するものでございます。

次の14ページをお開きください。

新旧対照表でございます。改正前は市営住宅条例第6条第2項第4号イ、配偶者暴力防止等法第10条第1項だったものを、改正後は市営住宅条例第6条第2項第4号イ、配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2とするものでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君）　質疑なしの声がありましたので、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第6号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君）　討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第6号、筑紫野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君）　御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号、令和5年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第18号、令和5年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

お手元にあります提案内容補足説明書の121ページをお開きください。

歳入歳出予算補正前の額292万1,000円に歳入歳出予算補正額43万7,000円を増額し、歳入歳出予算補正後の額を335万8,000円とするものでございます。

まず、歳出予算の補正の内容でございます。

1款1項1目一般管理費の特別旅費について、行政視察延期により50万1,000円を減額するものでございます。

2款1項1目積立金につきましては、事業確定により93万8,000円増額するものでございます。

次に、歳入でございます。

3款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金確定に伴いまして43万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、詳しく内容を御説明いたします。補正予算書44ページ、45ページをお開きください。

それでは、歳入についてでございます。

3款1項1目繰越金の当初予算1,000円を43万7,000円増額し43万8,000円とするものでございます。こちらにつきましては、前年度繰越金が確定したものでございます。

次に、46ページ、47ページをお開きください。

歳入についてでございます。

○委員長（八尋一男君） ページ数は、課長合ってますか。（「合ってます」と呼ぶ者あり）合ってますか、はい。

○管財課長（永利俊美君） すみません、46ですね。申し訳ございません、訂正いたします。46ページ、47ページをお開きください。

歳出についてでございます。

1款1項1目一般管理費8節特別旅費の当初予算54万1,000円につきましては、コロナ禍の影響により次年度へ見送ったことにより全額補正減額としたものでございます。

2款1項1目積立金94万9,000円を93万8,000円増額し188万7,000円とするものでございます。

以上で令和5年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を終わらせていただきます。

なお、補正予算につきましては、2月15日に開催いたしました二日市財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 説明される際に一言付け加えてもらえると分かりやすいことなんですけど、行政視察に行かなかったのが減額したっちゃうと、何で行かなかったの、行ってもいい、行かないでもいいような予算を組んでたのかとなりますから、こういう事情があったので行かないというふうに聞いていますとか、そのくらい付け加えてよ。

そうしないと、使わなかったから使いませんでしたっちゃう話は、審査する側としてはちゃんとした情報を得ていないという話になって、何でやめたんですかって市民に聞かれたときに、私たち答えようがないでしょう。あなたたちは、市民に説明にするつもりでここでは説明を。

一言付け加えればよからうが。ね、お願いします。

○委員長（八尋一男君） どうぞ。

○委員（高原良視君） 説明をされるときには、私はどこの分を……、最初に予算書のね、総額の分から入るでしょう。あなた、提案補足説明の事項別明細の詳細の分から説明されたけど、総額が幾らであって幾らになりましたとか、そこから入って行って事項別の分のところの詳細が提案内容の補足説明でしょう。と思いますが、いかがなものでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 2点お願いしますね、回答。

はい、課長。よろしくお願いいたします。何で行かなかったんですか、それは。どうぞ。

○管財課長（永利俊美君） 行かなかった理由につきましては、提案補足説明書の中には、行政視察延期によりと説明させていただきましたけども、一言足りなくて、こちらのほうにもコロナ禍の影響により行政視察を見送ったという文言をとということで、行政視察を見送っているところでございます。

○委員長（八尋一男君） はい、ありがとうございました。ようとコロナが聞こえなかった。失礼しました。

ほかにございませんか。

高原委員。マイク入れて。

○委員（高原良視君） 延期じゃなくて、年度年度だから中止なんですよ。6年度は6年度の皆さんの管理財産の特別視察の分。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第18号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第18号、令和5年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第30号、令和6年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第19号、令和5年度筑紫……、すみません、訂正いたします。二日市だ、当初予算ですね。申し訳ございません。

それでは、議案第30号、令和6年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算について御説明いたします。

まず、令和6年度筑紫野市特別会計予算書143ページをお開きください。

○委員長（八尋一男君） もう一回ページ数を。

○管財課長（永利俊美君） 143ページです。（「2番目のやつよ」と呼ぶ者あり）よろしいでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 失礼しました。

○管財課長（永利俊美君） よろしいでしょうか。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ292万1,000円と定めるものでございます。

次に、144ページをお開きください。まず、歳入でございます。

1 款財産収入291万7,000円、2 款繰入金1,000円、3 款繰越金1,000円、4 款諸収入1,000円、合計いたしまして292万1,000円でございます。

次に、歳出145ページをお開きください。

1 款総務費191万9,000円、2 款積立金90万2,000円、3 款予備費10万円、合計いたしまして292万1,000円でございます。

続きまして、詳しく内容を御説明いたします。152ページ、153ページをお開きください。まず、歳入でございます。

1 款財産収入 1 項財産売却収入 1 目の土地建物収入につきましては、名目で1,000円計上しております。

次に、2 項財産運用収入でございます。1 目の土地建物貸付収入につきましては291万1,000円でございます。内容につきましては、湯町の駐車場の使用料といたしまして287万7,000円、六反共同利用施設敷地貸付料といたしまして2万2,000円、電柱敷地貸付料といたしまして1万2,000円でございます。

次の2 目利子及び配当金は5,000円でございます。こちらにつきましては、積立金の利子を計上しているところでございます。

続きまして、2 款 1 項 1 目繰入金、3 款 1 項 1 目繰越金、4 款諸収入 1 項 1 目預金利子は、それぞれ名目1,000円を計上しているところでございます。

次の154ページ、155ページをお開きください。

2 項 1 目雑入は、名目で1,000円を計上しております。

以上、歳入合計額292万1,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。156ページ、157ページをお開きください。

まず、1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費163万1,000円でございます。この内訳につきましては、1 節の報酬、管理委員の報酬で15万4,000円。3 節職員手当等は職員等の時間外勤務といたしまして1万円。8 節旅費につきましては60万4,000円を計上したところでございます。この特別旅費につきましては、内訳といたしまして56万円計上しております。内容につきましては行政視察でございます。9 節交際費につきましては、管理会の交際費といたしまして1万5,000円を計上しております。10 節需用費 3 万1,000円は消

耗品と食料費のお茶代として計上しております。11節役務費は郵便料で3万円を計上しております。26節公課費は消費税申告といたしまして2万7,000円を計上しております。27節繰出金は77万円を計上しております。こちらにつきましては、当該財産区に係る事務を管財課職員が行っているため、事務費負担として一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、2目の財産管理費27万8,000円でございます。まず10節の需用費17万1,000円を計上しております。内訳につきましては、消耗品費1万1,000円、印刷製本費4万2,000円、電気料1万8,000円、修繕料10万円となっております。11節役務費は保険料といたしまして7,000円を計上しております。12節委託料につきましては10万円を計上しております。内訳につきましては、湯町駐車場の清掃業務委託料として4万9,000円、消防設備保守点検業務といたしまして5万1,000円を計上するところでございます。

次に、2款1項1目積立金でございます。こちらにつきましては90万2,000円を計上しております。

3款1項1目予備費といたしまして10万円を計上しております。

以上、歳出合計額292万1,000円を計上しております。

以上で令和6年度二日市財産区特別会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

なお、本予算につきましては、2月15日に開催いたしました二日市財産管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審査の上、御可決されますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 申し訳ありません、すみません、支出の旅費の特別旅費のところのちょっと理由がよく聞き取れなかったもので、もう一度詳しく説明していただけますか。

○委員長（八尋一男君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） こちらの特別旅費につきましては、管理委員様が任期4年間しておるんですけど、その任期期間中に1回行政視察をする形となっておりますので、その予算を計上しているところでございます。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。ほかに質疑のある方。

山本委員、いいですよ。

○委員（山本加奈子君） 歳入のところの湯町の駐車場、すみません、屋内は6,000円で屋外が4,000円だと思うんですけど、すみません、台数をそれぞれ聞いてもいいでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 台数が1階屋内が21区画ございます。2階、屋外が23区画、22ですね、区画あります。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第30号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第30号、令和6年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

開始してほぼ1時間になりますが、休憩。そしたら10時10分から開始しますので、よろしくをお願いします。

—————・—————・—————
休憩 午前9時54分

再開 午前10時10分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第19号、令和5年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第19号、令和5年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

補正予算書、こちらですね、の49ページをお開きください。よろしいですかね。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257万8,000円とするものでございます。

続きまして、50ページ、51ページをお開きください。まず歳入でございます。

1 款財産収入 2 項財産運用収入10万4,000円を4万1,000円増額し14万5,000円とするものでございます。

2 款県支出金 1 項県補助金139万1,000円を19万1,000円減額し120万円とするものでございます。

3 款 1 項繰越金1,000円を68万4,000円増額し68万5,000円とするものでございます。

5 款繰入金 1 項繰入金145万4,000円を90万9,000円減額し54万5,000円とするものでございます。

歳入合計額295万3,000円から37万5,000円減額し257万8,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費290万3,000円を37万5,000円減額し252万8,000円とするものでございます。

歳出合計額295万3,000円を37万5,000円減額し257万8,000円とするものでございます。

続きまして、詳しく内容を御説明させていただきます。補正予算書58ページ、59ページをお開きください。

1 款 2 項 2 目利子及び配当金、補正前予算1,000円を4万1,000円増額し4万2,000円とするものでございます。こちらにつきましては、福岡県広域森林組合の出資金の配当によるものでございます。

2 款 1 項 1 目造林補助金、補正前予算139万1,000円を19万1,000円減額し120万円とするものでございます。こちらにつきましては、育林事業の確定による減額でございます。

3 款 1 項 1 目繰越金の補正前予算1,000円を68万4,000円増額し68万5,000円とするものでございます。前年度繰越金が確定したものによる増額でございます。

5 款 1 項 1 目繰入金、補正前予算145万4,000円を90万9,000円減額し54万5,000円とするものでございます。こちらにつきましては、歳入増額に伴い基金繰入金を減額するものでございます。

次に、60ページ、61ページをお開きください。歳出についてでございます。

1 款 1 項 2 目財産管理費委託料、補正前予算234万1,000円を37万5,000円減額し196万6,000円とするものでございます。こちらにつきましては、育林事業の下刈りの業務委託料が確定したものによる減額でございます。

以上、説明を終わります。

なお、補正予算につきましては、2月19日に開催いたしました御笠財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第19号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第19号、令和5年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第31号、令和6年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第31号、令和6年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算につきまして御説明させていただきます。

まず、令和6年度特別会計予算書159ページをお開きください。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2,997万9,000円とするものでございます。

次に、160ページをお開きください。まず、歳入でございます。

1 款財産収入1,958万7,000円、2 款県支出金984万4,000円、3 款繰越金1,000円、4 款諸収入2,000円、5 款繰入金54万5,000円、合計いたしまして2,997万9,000円でございます。

次に、歳出でございます。161ページをお開きください。

1 款総務費2,992万9,000円、2 款予備費 5 万円、合計いたしまして2,997万9,000円でございます。

続きまして、詳しく内容を御説明させていただきます。168ページ、169ページをお開きください。歳入でございます。

1 款財産収入 1 項財産売払収入 1 目の土地建物収入は1,944万2,000円計上しております。こちらにつきましては、育林事業における立木売払いの収入見込みの額となっております。

次に、2 項財産運用収入でございます。1 目の財産貸付収入10万3,000円を計上しております。内訳につきましては、電柱敷地料の貸付料でございます。次の2 目利子及び配当金 4 万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、積立金利子及び福岡広域森林組合の配当金でございます。

続きまして、2 款県支出金 1 項県補助金 1 目造林補助金として984万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、造林事業に伴う国、県等からの補助金でございます。

続きまして、3 款 1 項 1 目繰越金、4 款諸収入 1 項 1 目預金利子は、それぞれ名目予算で1,000円を計上しております。

次の170ページ、171ページをお開きください。

2 項 1 目雑入は、名目で1,000円を計上しております。

5 款 1 項 1 目繰入金は、54万5,000円を計上しております。

以上、歳入合計額2,997万9,000円を計上しているところでございます。

続きまして、歳出でございます。172ページ、173ページをお開きください。

まず、1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費56万1,000円でございます。この内訳につきましては、1 節の報酬、こちらにつきましては管理委員の方の報酬で15万4,000円でございます。8 節旅費 4 万2,000円でございます。内訳は管理委員の方の費用弁償でございます。9 節交際費 1 万円でございます。10 節需用費8,000円は消耗品と食料費としてお茶代を計上しております。11 節役務費は郵便料で 5 万円を計上しております。27 節繰出金34万2,000円でございます。こちらにつきましては、当財産区につきまして事務を管財課職員で行っているため、事務負担として一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、2 目の財産管理費2,936万8,000円でございます。まず、10 節の需用費の

5,000円を計上しております。こちらにつきましては消耗品でございます。12節委託料2,886万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、財産区有地内の利用間伐事業、下刈り事業、財産区地の巡回の業務委託料でございます。内訳につきましては、育林事業が2,737万2,000円、下刈り業務委託が143万7,000円、財産区有地の巡回業務が5万2,000円でございます。

こちらにつきましては、詳細に御説明させていただきたいと思います。総務市民常任会の追加資料、こちらですね。こちらの1ページをお開きください。

まず、A3のほうの図面でございます。こちらにつきまして……。

○委員長（八尋一男君） ちょっと待って。

○管財課長（永利俊美君） 配付しておりますですね。

○委員長（八尋一男君） お願いします。

○管財課長（永利俊美君） それでは、配付しております総務市民の常任委員会の追加書類1ページをお開きください。

まず、図面でございます。御笠財産区有地林の育林事業の業務委託の位置図でございます。

令和6年度におきましては、濃い緑色と薄い青色のエリア、下刈り業務委託を6.65ヘクタール行う予定でございます。赤色で着色している部分は、一部樹木が販売できる適齢期を迎えたため主伐事業を行うものでございます。こちらにつきましては、施工面積は5.24ヘクタールを予定しているところでございます。

次に、2ページをお開きください。

施工面積の5.24ヘクタールの主伐・人工造林の計画書でございます。販売する樹木は、林齢67、71、72、73の杉2,778本と、林齢73年のヒノキ305本を伐採する予定でございます。

次に、売上げの見込額でございます。杉につきましては税抜きで1,839万6,000円、ヒノキにつきましては税抜き182万4,000円です。単価につきましては、杉が1万2,000円、ヒノキが1万6,000円の単価で計算しているところでございます。チップ代といたしまして、税込みで125万2,500円。杉とヒノキチップ代それぞれを合計いたしまして、税込み価格が2,349万4,500円の見込みでございます。そこから市場の整理及び手数料405万2,070円を差し引いた1,944万2,430円が素材売上げになります。

また、補助金といたしまして866万9,680円。こちらを足しまして、収入総計が2,811万2,110円を見込んでおります。

業務委託料の委託が2,737万2,042円を予定しておりますので、そちらを以上の歳入総計から歳出見込額を差引きいたしまして、74万68円の収入を見込んでいるところでございます。

それでは、予算書にお戻りください。173ページです。

育林事業の委託とは別に、看守人の業務とは別に巡視業務委託料といたしまして5万2,000円を計上しております。次に、14節工事請負費としまして50万円。こちらにつきましては、今後の災害等を見据えて作業等の補修工事費用として計上しております。24節積立金2,000円を計上しております。

最後に、2款予備費1項予備費1目予備費といたしまして5万円を計上しております。

以上、歳出合計額2,997万9,000円を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、本予算につきましては、2月19日に開催いたしました御笠財産区管理会において、御同意をいただいたところでございます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君）　今説明を受けましたが、主伐の関係、基本的にどういう考え方を持って主伐の分を管理会も含めて議論されているのかなと。今説明がありました、差引き74万ありましたということですね。管理会の中に、74万残りますよって。じゃあ次の年から植林からずっと手入れしていかないかんですね、10年、20年、毎年。そのお金はどのぐらいかかるのかということまで管理会の中で説明されているんですか。

ここの分も、御笠の分は特に財政的に厳しいし、平等寺山の分についても主伐とかいろいろ時々出てきますけど、そういう分の基本的な考え方を管理会の中でどのような議論がされているのか。毎年赤字が減っていくでしょう。もうとんでもない、御笠は長い歴史の中で苦しい状況でされていますから、この74万あるのも全部これ、後の分の金で、一、二年で飛びますよね。

そういう議論は管理会の中でも含めてあるのか。事務局としてそういうふうな提案をされているのかどうかだけお聞かせください。

○委員長（八尋一男君）　課長。

○管財課長（永利俊美君） 管理会の中で協議をしておりますのが、やはり育林事業につきましては、まず森林計画を立てまして5年スパンの計画を立てます。その中で、適齢期、大体70年程度の適齢期をしているエリアについては主伐を行っていくと。利用間伐につきましては、大体樹齢が40年程度のエリアを伐採していくと。これを5年間の計画をつくっていくと。その中で、やはり下刈り業務とかそういったものはなかなか補助金が厳しいところがございます。赤字にならないように、まずは黒字になるように県の補助金をかなり有効活用いたしまして、まず賄っていきたいと。

かつ、もちろん赤字になる可能性もございますので、場合によっては積立金の取崩しをしないといけないという議論もしております。今現在の御笠の財産額の積立金が今2,400万円積み立てております。そういった中で議論をしていただいて、今回のエリアをどうしていくのかというところの議論をさせていただいております。

特に御笠財産区はかなり厳しいところがございます。数年前のコロナ禍のときもかなり材木が落ちておりましたので、そのときは管理会の皆様と協議をいたしまして、木材の販売価格が回復するまで事業をストップ、1年ほどをストップしたという事実もございます。やはりなるべく赤字が出ないように、事務局としても補助金を有効活用して取り組んでまいっているところがございます。

また、この補助金につきましても、以前の補助金とは別に少花粉杉対策事業というのが二、三年前からできておりまして、そちらのほうはかなり手厚い補助金になっておりますので、そういった手厚い補助金とかも活用させていただきながら、赤字にならないように財産区の中で管理委員様と協議をしながら、この予算を計上しているところがございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） どうぞ、高原委員。

○委員（高原良視君） あなたの代わりに言おうな、地元やけ言いにくかろうけん。

私が言っているのは、あなた、育林やらしていく上で補助金が出にくいって言っている。あれ、補助金が出ないからとやめたら1年では一になるとよ。植林して全部植えた分全部が一になるよ。分かりますか。でもそれ分かるやろ。今、あんた、先ほど説明が出たね、基金がどんどん減りよった、昔は地元から負担金まで取りよった、現状の中で、そういう上でさ、もう少し私は主伐、今切ったら後は花粉の新しい事業が出てきた分を植えるという言い方ばってん、ちょっと経営状況の中で非常に心配をしています。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 今のは御意見と受け止めます。

私からですけど、これ、ヒノキが305本で素材売上げ182万4,000円。これ1本当たりにすると6,000円ですよ。違う。ちょっと説明して。

○管財課長（永利俊美君） すみません、素材の売上げが今180じゃなくて1,839万6,000円です。表の販売額・生産費がございまして、素材売上げという真ん中辺りに杉があるんですけども、1,533立米掛け1万2,000円と。これが杉の積算根拠になって価格が1,839万6,000円となっております。

○委員長（八尋一男君） いや、よく分からんのは、この販売額の素材売上げってあるじゃないですか。ここにヒノキってあるでしょう。

○管財課長（永利俊美君） ヒノキですね、はい。

○委員長（八尋一男君） はい。182万4,000円でしょう。

○管財課長（永利俊美君） すみません、はい。

○委員長（八尋一男君） ですね。

○管財課長（永利俊美君） はい。

○委員長（八尋一男君） そして、ヒノキの73年生を305本切られたんでしょう。

○管財課長（永利俊美君） 予定ですね。

○委員長（八尋一男君） はい、予定ですね。

○管財課長（永利俊美君） はい。

○委員長（八尋一男君） そうすると、1本当たり6,000円になるでしょうと。

○管財課長（永利俊美君） こちらの単価の設定なんですけども、まず1本1本切った後に加工をいたしますので立米の単価に変わるんですよ。ですので、単価は305本あるヒノキが素材の売上げの形といたしまして1万114立米に変わって、その単価が1万6,000円になります。

○委員長（八尋一男君） いや、もちろん分かりますよ。ただ、単純に1本にしたら6,000円でしょうと。そしたら73年間もかけて1本6,000円だったら採算が合うわけないでしょうと。だったら、ドングリやらカシやら植えてイノシシのえさにしたらどうですかというのが、私が言いたいことです。それについてお答えをお願いします。

○管財課長（永利俊美君） もちろん、まずこの育林事業というのは山を育成していくというのが目的でございます。こちらの単価につきましても、やはりヒノキがなかなか少ないところではございますし、もちろん内容ですね、今、高原委員からもおっしゃっていた

だいたように、財政かなり厳しい状況ではございますので、そういうところは森林計画を基に作成して、なるべく赤字にならないようにしていただいているところでございます。この単価もあくまでも平均単価を入れておりますので、市場によってはもう少し上がる可能性はございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員、言いたいんでしょう。

○委員（山本加奈子君） いえいえいえ。

○委員長（八尋一男君） いいですか。

私からもう一度、もうこれは意見として聞いてもらったらいいんですけど、高原委員が言われたように、この経営は成り立っていかないんじゃないかと、このままではね。だから、本格的にこれは再検討じゃないですけど将来的に検討していく必要があるんじゃないでしょうかということを高原委員は盛んに言っておるんですよ。それについてお願いします。

○管財課長（永利俊美君） その件についても、やっぱり長期スパンを見据えて経営関係、地元の管理委員会の中でも議論していきたいと考えているところでございます。

○委員長（八尋一男君） よろしくをお願いします。これは1回で終わることはありませんから、ずっとこれ続いていきますからね。よろしくお願いします。

○管財課長（永利俊美君） はい。

○委員長（八尋一男君） ほかに御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第31号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第31号、令和6年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号、令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第20号、令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明させていただきます。

補正予算書63ページをお開きください。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,458万1,000円とするものでございます。

続きまして、64ページをお開きください。歳入についてでございます。

1 款財産収入 1 項財産売払収入1,095万5,000円を400万円増額し1,495万5,000円とするものです。2 項財産運用収入67万5,000円を19万7,000円増額し87万2,000円にするものです。

3 款繰入金 1 項繰入金485万7,000円を420万円減額し65万7,000円とするものでございます。

歳入合計いたしまして、2,458万4,000円を3,000円減額し2,458万1,000円とするものでございます。

65ページをお開きください。歳出でございます。

2 款積立金 1 項積立金5,000円を3,000円減額し2,000円とするものでございます。

歳出合計額2,458万4,000円を3,000円減額し2,458万1,000円とするものでございます。

続きまして、詳しく御説明をさせていただきます。補正予算書の72ページ、73ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目生産物売払金、補正前予算1,095万4,000円を400万円増額し1,495万4,000円とするものです。こちらにつきましては、売払いの単価が増額になったものです。

1 款 2 項 2 目利子及び配当金、補正前予算4,000円を19万7,000円増額し20万1,000円とするものです。これは積立金利子確定及び福岡県公益森林組合の出資配当金によるものでございます。

3 款 1 項 1 目繰入金、補正前予算485万7,000円を420万円減額し65万7,000円とするものでございます。こちらにつきましては、歳入増額に伴いまして基金繰入金を減額するものでございます。

次に、74ページ、75ページをお開きください。

積立金でございます。補正前予算5,000円を3,000円減額し2,000円とするものでございます。こちらにつきましては、利子が確定したものにより積立金を減額するものでございます。

なお、補正予算につきましては、2月の21日に開催いたしました平等寺山財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第20号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第20号、令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第2号）についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第32号、令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第32号、令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算につきまして御説明させていただきます。

まず、特別会計予算書175ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,572万3,000円と定めるものでございます。

次に、176ページをお開きください。

まず、歳入予算につきましては、1款財産収入3,109万2,000円、2款県支出金1,251万円、3款繰入金211万8,000円、4款繰越金1,000円、5款諸収入2,000円。合計いたします

て4,572万3,000円を計上しているところでございます。

次に、177ページをお開きください。歳出でございます。

1 款総務費4,561万8,000円、2 款積立金5,000円、3 款予備費10万円。合計いたしまして4,572万3,000円を計上しているところでございます。

続きまして、詳しく内容を御説明させていただきます。予算書の184ページ、185ページをお開きください。歳入でございます。

1 款財産収入 1 項財産売払収入です。1 目立木売払収入といたしまして3,021万6,000円を計上しております。こちらにつきましては、主伐事業、利用間伐事業における立木売払いの収入の見込みとなっております。

2 目土地売払収入です。土地売払収入といたしまして、名目1,000円を計上しております。

次に、2 項財産運用収入です。1 目の財産貸付収入67万円です。内訳につきましては、電柱敷地貸付料でございます。

次の2 目利子及び配当金20万4,000円です。こちらにつきましては、積立金の利子及び福岡県広域森林組合の出資配当金でございます。

次の3 目分収金1,000円です。こちらは名目として1,000円計上しております。

続きまして、2 款県支出金 1 項県補助金 1 目造林補助金といたしまして1,251万円を計上しております。こちらにつきましては、造林事業に伴う国、県等からの補助金でございます。

続きまして、3 款 1 項 1 目繰入金でございます。基金繰入金といたしまして211万8,000円を計上しております。

次の186ページ、187ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目繰越金、5 款 1 項 1 目預金利子、2 項の雑入はそれぞれ名目で1,000円を計上しております。

以上、歳入合計額4,572万3,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。188ページ、189ページをお開きください。

まず、1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費につきましては178万4,000円を計上しております。内訳につきましてはですが、まず1 節報酬といたしまして11万6,000円を計上しております。こちらにつきましては管理会委員報酬でございます。3 節職員手当につきましては、職員の時間外勤務といたしまして1万円を計上しております。8 節旅費といた

しまして59万8,000円を計上しております。内訳につきましては、管理会委員の費用弁償といたしまして3万2,000円、職員の普通旅費といたしまして6,000円、先進地視察といたしまして特別旅費56万円を計上しております。9節交際費といたしまして2万円を計上しております。10節需用費といたしまして2万8,000円を計上しております。これは消耗品及び管理会のお茶代です。11節役務費といたしまして1万2,000円を計上しております。こちらは郵便料でございます。27節繰出金といたしまして101万円を計上しております。こちらは当該財産区に係る事務を管財課職員が行っておるため、事務費負担といたしまして一般会計に繰り出すものでございます。

次に、1款総務費1項総務管理費2目財産管理費4,352万4,000円を計上しております。内訳ですが、10節需用費といたしまして2万3,000円を計上しております。これは消耗品及び被服費でございます。11節役務費は2万円を計上しております。こちらにつきましては、手数料といたしまして名目1,000円と保険料といたしまして1万9,000円を計上しております。12節委託料につきましては4,307万9,000円を計上しております。こちらにつきましては、財産区有地内の主伐・造林事業、利用間伐事業、下刈り及び作業道の維持管理業務委託、財産区有地の巡回業務の委託料でございます。内訳につきましては、主伐・造林事業は3,335万円、利用間伐が773万3,000円、下刈り及び作業道の維持管理業務委託が184万2,000円、財産区有地巡回業務委託料が15万4,000円となっております。

それでは、こちらにつきましては詳細について御説明させていただきます。先ほどお配りしております総務市民常任委員会の追加資料、3ページをお開きください。

まず、こちらの図面につきましては、平等寺山財産区有地の育林事業の業務委託の位置図でございます。図面の上段の真ん中の緑色で着色している部分は、本年度に主伐を行いましたところの下刈り業務でございます。施工面積は2ヘクタールでございます。その横の赤い箇所が主伐を行うところで、施工面積は6.38ヘクタールでございます。

次に、図面下ですね、下段の右側にございます赤色で着色している部分は、こちらも樹木が販売できる適齢期を迎えたため利用間伐を行うものでございます。施工面積は5.14ヘクタールでございます。

次に、4ページをお開きください。

施工面積6.38ヘクタールの主伐・人工造林の計画書でございます。販売する樹木は、林齢74年の杉1,074本と林齢71年、74年のヒノキ3,213本でございます。

次に、売上げ見込額です。杉税抜きで994万7,500円、ヒノキ税抜き1,763万2,000円です。

単価につきましては、杉が1万1,500円、ヒノキが1万6,000円の単価でございます。杉、ヒノキを合計いたしまして税込み3,033万7,450円の見込みです。そこから市場整理及び手数料といたしまして506万5,797円を差し引いた2,527万1,653円が素材売上げでございます。これにチップ代といたしまして税込み114万円。補助金といたしまして777万430円を足しまして、収入総計が3,418万2,080円を見込んでおります。

主伐・人工造林の業務委託料が3,335万470円を予定しておりますので、以上歳入総計から支出見込額を差し引いて83万1,613円の収入を見込んでいるところでございます。

次に、5ページをお開きください。施工面積5.14ヘクタールの利用間伐の計画書でございます。

販売する樹木は、林齢61年の杉315本と、林齢61年のヒノキ678本です。

次に売上見込額でございます。杉税抜き167万9,000円、ヒノキ税抜き230万4,000円です。杉が1万1,500円、ヒノキが1万6,000円の単価でございます。杉、ヒノキ合計いたしまして税込み438万1,300円の見込みです。そこから市場整理及び手数料74万1,378円を差し引いた363万9,922円が素材売上げになります。それにチップ代といたしまして税込み16万5,000円。

補助金といたしまして474万550円を足しまして、歳入の総計が854万5,472円を見込んでいるところでございます。

これから利用間伐の業務委託料が773万2,985円を予定をしております。収入総計から歳入見込額を差し引いて81万2,487円の収入を見込んでいるところでございます。

それでは、予算書の188ページ、189ページにお戻りください。

14節工事請負費といたしまして40万円を計上しております。15節原材料費、18節負担金、補助及び交付金は、それぞれ名目で1,000円計上しております。

次に、1款総務費1項総務管理費3目林道費の18節負担金、補助及び交付金といたしまして30万円を計上しております。こちらにつきましては、九千部道路の管理会への負担金でございます。

2款積立金1項積立金1目積立金のうち、24節積立金といたしまして5,000円を計上しております。

次に、190ページ、191ページをお開きください。

最後に、3款予備費1項予備費1目予備費のうち、30節予備費といたしまして10万円を計上しております。

以上、合計いたしまして、歳出合計額4,572万3,000円を計上しております。

以上で、令和6年度平等寺山財産区特別会計予算につきまして御説明を終わらせていただきます。

なお、本予算につきましては、2月21日に開催いたしました平等寺山財産区管理会において御同意をいただいたところでございます。

御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 木を切ってどんどん出すやないですか。今年も切って出すっちゃうやね。去年ずっと出ていくとき、子どもの見守りでいる目の前を大型トラックに積んだ材木がずっと運び出されている。「山ば切りよつとやな。大丈夫やろうか、上村さん」ってね。「山はちゃんと管理しながらやりよらすけん大丈夫ですよ」というふうにお話するんですよ。ただ、この際、本当に大丈夫かと。

経営が成り立たないので、ばさっと切ってしまうとかね。ちゃんと安全を確保するため、ここを切って、ここを切って、ここを植林してみたいな計画になっているのかどうか。そうはなっているんであると思いますけど、山神ダムの上のほうですから、だーと流れ込んだら、その次はダムが壊れてだーと流れてくる。そうすると、大体、議長の家はもうなくなってますもんね。私の家は残るかもしれんけどね。

そういう心配をする人もあるので、それだけはちゃんと計画的に管理も含めてきちっとされていると。経営上の理由から、それはこうしましたという、何であんなに一遍に切っちゃったんだろう、よそに行って聞くと、やっぱり一遍に切らないと単価がねと、そういう話になったりすることがあるものですから、住民の安全性と引換えにそうしたというふうになると取り返しがつかないのであえて聞いているんです。

ちゃんとやっているというふうには思っていますし、私もそう説明しているので。ちゃんとしてくださいね。お願いします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 伐採につきましては、森林計画とかを基に、安全性も確保しながら計画を立てて進めております。また、巡視業務委託を発注しておりますので、山中を巡回して危ない箇所がないかとかも含めながら確認をして事業を進めているところで

ございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、例えば74年生の杉ヒノキの単価、単価1万1,500円、61年生も1万1,500円って、素人なので長い樹木ほど高いイメージがあるんですけど、そういうことはないのかというのが1点。

それともう一個、繰出金で事務の分の繰出金の分が各会計ごと違うんですけど、この算出根拠というんですか、どういうふうに計算をされているのか。

その二つをお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 単価につきましては、あくまでも平均単価をちょっと入れておりますので、確定する単価ではなくて平均単価になっておりますので、恐らく売却したときにはもちろん価格が変わってくると思います。

事務費につきましては、それぞれの各事業の事務量で案分をして事務費を確定しておるところでございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） すみません、単価の話なんですけれども、今外国産のほうが高騰していて、それに連動して国内産の木材価格が上がっているんですけれども、そういったところを見据えて販売計画とか出荷計画というのは考慮されているんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 伐採する時期の販売価格にもよりますけれども、大体販売が高い1月とか2月とか冬場のほうになるべく一応出荷するようには計画をしております。確かに、外国産の分の単価も上がっておりまして、国内のほうもつい最近上がっておりますので、そういったところも見据えて売却をしていっているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員はいいですか。

○委員（赤司祥一君） すみません、ちょっと聞き落としでしたら申し訳ないんですけれども、189ページの委託料の育林事業等委託料4,307万とあるんですが、このいただいている説明資料の5ページと4ページですかね、明細をば一と書いていただいている、この4ページの一番下の支出、委託料3,335万とその次の5ページの支出、委託料773万2,000円

ぐらいを足すと4,108万ぐらいになって200万ぐらいちょっと足りないんですけど、ここの差額ってどこになりますでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） こちらの資料につきましては、あくまでも販売をした内容の資料になっております。赤司委員が言われている差額の200万円につきましては、下刈り業務と作業等の委託が入っておりませんので、残りが差額の分ですね、それが下刈り業務委託等になります。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第32号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第32号、令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管課入替えのため、しばらく休憩します。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議題に入ります前に、嵯峨部長より出席職員の紹介をお願いします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、筑紫野市人権文化センター条例の一部を改正する条例及び令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、こちらの御説明をい

たします。人権政策・男女共同参画課が参っておりますので職員を紹介いたします。

課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 人権文化センター担当係長の岡島でございます。

○人権文化センター担当係長（岡島聖司君） 岡島です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 人権・同和政策担当係長の田川でございます。

○人権・同和政策担当係長（田川 誠君） 田川です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第7号、筑紫野市人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 議案第7号、筑紫野市人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書については18ページから21ページ、提案内容補足説明書については15ページから18ページとなっております。また、別紙として3枚のホチキス留めした資料を用意しております。

今回の提案内容は、京町地区と岡田地区における人権文化センター施設の機能変更や施設内面積の変更に伴い、その実態に合わせて条例を一部改正するものでございます。資料大丈夫ですかね。

説明につきましては、別紙として用意した3枚のホチキス留めした資料を基に説明いたします。

まず、京町地区の説明についてでございますが、2枚目の資料を参照してください。

①京町隣保館についてです。当該施設は、旧耐震基準に基づき建設され昭和48年度から開館した建物でございます。旧耐震基準に基づき建設され約50年が経過した建物でございますので、老朽化も進行し地震や台風などの自然災害により倒壊、損傷するおそれがあることから、令和6年度に施設を解体する予定となっております。しかしながら、隣保事業については継続する必要がありますので、京町教育集会所及び地区集会所の行政機能を廃止して、そこを新たに京町隣保館として位置づけるものでございます。

ただいまの説明を図式化したものが裏面の資料になります。この資料は、京町地区に関する今回の条例改正の内容を図式化したものでございます。現行の隣保館の施設は解体し、

教育集会所を隣保館に、地区集会所を隣保館別館と整備するために筑紫野市人権文化センター条例の一部を改正することを提案するものでございます。

京町地区についての説明は以上でございます。

続きまして、資料の3枚目を参照してください。

②岡田隣保館についてでございます。岡田隣保館は、昭和50年度に開設し約48年が経過した施設でございますが、耐震基準を満たしていないことが判明したため、耐震化補修工事など大規模改修工事を昨年度から今年度にかけて実施したところです。それに伴いまして、施設内の各部屋の面積等の変更が生じたことから、隣保館設置運営要綱の基準に合わせて本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 説明ありがとうございます。岡田隣保館は大規模工事を行ったときに、それに伴って部屋が分かれたんだらうなというのが分かるんですけど、京町の分、ここも部屋の割りが変わっているんですが、それはいつ修繕というか変えられたのかなというのをお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 京町につきましては、今ある教育集会所と地区集会所の部屋をそのまま使って隣保館として位置づけて部屋をそのまま使うものでございますので、もともとあった教育集会所と地区集会所の部屋を隣保館として位置づけるというような整理で提案させてもらっていて、部屋そのものがもともとあったものを改修したりとかするわけではございません。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 17ページのほう見ると、前は託児室があったのがなくなっていたり、呼び名が結構変わっていたり、相談室ってなかったのが、相談室ができていたりしていたものですから、ちょっとそこが疑問でした。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） もともとの条例上に書いてある部屋の名

称は、教育集会所と地区集会所の部屋の名称として書いていたもので、今度は隣保館として位置づけますので、隣保館の部屋としての呼び方に変えたということでございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 地域の皆さんとはちゃんと話し合って、ちゃんと合意の上やっているんですよね。それだけ確認しときます。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 議会のほうでも承認を受けておりませんが、概要については、地元のほうと協議して進めておるところでございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第7号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第7号、筑紫野市人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号、令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、議案第25号、令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について御説明申し上げます。

本予算は、特別会計予算書の37ページから52ページにかけて記載されております。

それでは、まず歳入について説明させていただきます。38ページをお開きください。

1 款県支出金 1 項県補助金につきましては、名目で1,000円を計上させていただいております。これは借受人からの回収が困難になった債権について、市の財源負担軽減のためにその未回収分の一部を市に補填するための補助金でございます。

次に、38ページの2 款の説明をいたします。2 款財産収入 1 項財産運用収入には1 万6,000円を計上させていただいております。これは会計管理者が住宅新築資金等貸付事業財政調整基金を運用する時点で発生する利子収入でございます。

次に、3 款 1 項繰入金につきましては、基金繰入金を名目で1,000円計上させていただいております。

次に、4 款 1 項繰越金につきましても、前年度繰越金を名目で1,000円計上させていただいております。

次に、5 款 1 項の償還金につきましては、220万7,000円を計上させていただいております。

次に、6 款諸収入につきましては、1 項の延滞金及び違約金と 2 項の預金利子にそれぞれ名目で1,000円を計上させていただいております。

収入については以上でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。39ページをお開きください。

歳出につきましては、1 款の総務費のみとなっております。予算額といたしまして、1 款 1 項総務管理費として222万8,000円を計上させていただいております。

詳細については、50ページ、51ページの節の区分を御参照いただきたいと思います。

以上を踏まえまして、令和 6 年度の本特別会計の予算総額は歳入歳出それぞれ222万8,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 38ページの償還金なんですけれども、今あと何人ぐらい残っているのか、いつまでなのかお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 現在12名の方が残っておりまして、この

方たちにそれぞれ償還計画を立てさせていただいて償還をしていただいておりますところでございます。人によって償還が、いつ終わるかというのはケース・バイ・ケースなんですけれども、できる限り速やかに返していただくような努力をしていただいておりますところでございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第25号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第25号、令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

部門入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議題に入ります前に、杉村部長がお見えですので御挨拶をいただいて、あわせて出席職員の紹介をお願いします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） お疲れさまです。市民生活部長の杉村です。

市民生活部所管で本委員会に提案いたしますのは、議案第8号、16号、24号、28号の4件でございます。

国保年金課職員が出席しておりますので、自己紹介させていただきます。

○国保年金課長（高口 修君） 国保年金課長の高口です。よろしくお願いいたします。

○国保担当係長（宮下無双君） 国保担当係長、宮下です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

それでは、議案第8号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、議案第8号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は22ページ、23ページになります。提案内容補足説明書は19ページです。まず提案内容補足説明書を読み上げさせていただきます。

今回の条例改正は、国民健康保険税の税率等を改正するものです。

本市国民健康保険事業においては、医療費適正化や収納率向上の取組により、歳出抑制、歳入確保に努めるとともに、令和2年度以降、税率改定を行うことにより税込増加を図り、令和4年度決算において一般会計からの赤字補填目的繰入れを解消しました。

しかし、被保険者数が減少傾向にあることや、被保険者の高齢化及び医療技術の高度化による一人当たり医療費の増加により、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれます。

このような中、本市における国民健康保険事業の安定的な運営を図っていくため、筑紫野市国民健康保険税の税率等を改定するものです。

下の改正内容につきましては、後ほどの資料説明にて行いますので割愛させていただきます。

それでは、先にお配りいたしましたお手元のA4縦版の資料、こちらを御準備ください。

○委員長（八尋一男君） はい。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、資料の1ページをお開きください。

国保財政の基本的枠組みについて記載しております。国民健康保険は、市町村が保険者、すなわち運営主体であります。が、県単位に運営主体を統合するべく制度改正が進んでいます。福岡県が策定中の第2期福岡県国民健康保険運営方針において、県下どの市町村においても同一の保険料となるよう、保険料水準の均一化を令和7年度に開始することが示される予定です。

こうした保険料水準の統一を前に、国、県が市町村に強く求めているのが市一般会計か

ら国保会計への赤字補填目的繰入れの解消です。市が県に納める納付金に対して国保税収入額が不足した場合、やむを得ず一般会計から赤字補填目的の繰入れを行わざるを得ません。しかし、この繰入れの原資は広く市民から徴収した市税であります。

筑紫野市民およそ10万人のうち国保加入者は2万人弱であり、市民の8割を占める社会保険加入者は既に社会保険料を支払い済みです。よって、社会保険加入者の立場からすると、国保会計への赤字補填に市税が投入されるということは、社会保険料の二重負担とも言えますので、こうした状況を解決する必要があります。

本市におきましても、長年にわたり赤字補填目的繰入れを行ってきましたが、保険税率の改定を実施した結果、令和4年度決算において、辛うじて黒字に転じ、赤字補填目的繰入れを解消することができました。引き続き令和5年度保険税率も改定した結果、令和5年度決算においても赤字補填目的繰入れを回避できるものと見込んでおります。

隣の資料2ページを御覧ください。

資料2ページの上のグラフは、国保事業納付金の推移です。国保事業納付金は、福岡県において、翌年度の福岡県全体の医療費を推計し、これを市町村に案分して請求するものです。令和6年度の筑紫野市が県に納める納付金は26億6,683万615円です。令和5年度と比較して1億2,114万1,504円減少しています。

これに対して、2ページ下のグラフは筑紫野市国保被保険者数の推移です。令和5年度の被保険者数は推計で1万8,899人、令和6年度は推計で1万7,682人です。団塊の世代が75歳に到達し、国保から後期高齢者医療制度に移行することから、大幅な減少が見込まれます。

以上の状況をまとめますと、納付金は減少するものの、これを支える被保険者数についても大幅に減少するため、現状の保険税率のままでは赤字補填目的繰入れを要することが見込まれます。よって、保険税率の改定が必要となってきます。

3ページに移ります。

上の表は、令和6年度標準保険税率に基づく税率改定案です。県は納付金算定を行うと同時に、各市町村がどの程度の税率改定を実施すれば赤字補填目的繰入れを回避できるかを算定します。これが標準保険税率です。ここ数年の税率改定と決算状況から、県の推計はおおむね正確なものであると認識しておりますことから、令和6年度の保険税率を標準保険税率に基づいて改定、改正するのが今回の議案でございます。

標準保険税率は1円単位で示されておりますが、本市においては、均等割、平等割の金

額は慣例として100円単位で設定しておりますので、近い金額に修正しているところです。

国保税は医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3部分の合計となっております。それぞれの部分において、所得割、一人当たりの均等割、1世帯当たりの平等割を算出して合計を行います。

医療給付分の所得割は現行の7.32%から6.83%に引き下げられます。均等割は現行の2万7,200円から2万8,100円に引上げです。平等割は現行の2万5,900円から変更はありません。

後期高齢者支援金分の所得割は現行の2.66%から2.80%に引上げです。均等割は現行の1万800円から1万2,300円に引上げです。平等割については現行の9,700円から1万700円に引上げをいたします。

最後に介護納付金分、一番右の列ですが、介護納付金分の所得割は現行の2.44%から2.43%に引下げです。均等割は現行の1万6,400円から1万8,000円に引上げをいたします。

ただいま説明いたしました本算定に基づく税率改正の結果、国保税の年額がどの程度影響を受けるかを示すのが3ページ下の表、税率改定による年間税額への影響例です。国保税は、加入者数、加入者の年齢、所得の状況によってそれぞれ異なりますので、税率改定の影響を一概に平均値で説明することが難しいことから、四つのモデル世帯においてどの程度の負担増となるか年額で示したものです。

一人世帯の男性、22歳で所得ゼロ円の場合は、無収入世帯に対する軽減が適用されますので、令和5年度の年額2万2,000円と最も低額な場合ですが、標準負担税率どおりに税率改定した場合、年額で1,100円の負担増となります。2段目の二人世帯、夫婦の所得合計が240万円の世帯ですと年額400円の負担増です。50歳代の夫婦と子供二人の四大家族で世帯の所得が400万円の場合、年額で900円の負担増となります。一番下、年金受給者の夫婦二人世帯の場合は、年額で2,400円の負担増となります。

なお、本市だけでなく福岡県下全ての市町村において保険税の増額改定が求められている状況です。基金の取崩しなど赤字補填目的繰入れを解消する特別な手段を持たぬ市町村においては、標準保険税率に基づき税率改定するべきであると考えています。

以上の内容につきましては、令和5年12月13日に開催いたしました筑紫野市国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問を行い、これに対して令和5年12月22日付で答申を受けております。

資料の6ページが答申書の写しとなっております。6ページをお開きください。答申の

内容を読み上げさせていただきます。

答申。

令和6年度の筑紫野市国民健康保険税率は、次のとおり改定することが適当である。

国民健康保険事業の財政安定化に向けて、令和6年度標準保険税率に合わせて改定すること。

この答申内容を基に、令和6年度国保税率改定を提案いたしております。

以降は補足資料になります。4ページをお開きください。

4ページの上のグラフは、県内他市との令和5年度1世帯当たりの国保税の税額の比較となっております。3ページで提示しました3番目のモデル世帯、50代夫婦で子供二人の四人世帯を用いて他市との保険税を比較したものです。筑紫野市は、福岡県の市町村の中で真ん中辺りの順番ということになりますが、現在の福岡県においては、赤字補填目的繰入れを解消済みの市町村と未解消の市町村が混在している状況ですから、全て市町村が赤字を解消すれば順番は大きく入れ替わります。

例えば、大野城市、那珂川市等は赤字補填目的繰入れの解消のため、令和6年度に大幅な保険税率改定を予定していると聞き及んでおります。また、およそ10年後をめどに福岡県下の全市町村において保険税率は統一されることとなります。

4ページ下の表は、筑紫地区5市の状況を参考までに載せさせていただいております。後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、5ページをお開きください。

上の表は、医療適正化のための取組状況、過去5年間の実績推移です。赤字補填目的繰入れを回避するために税率改定は必要ですが、同時に医療費の適正化を図る必要があります。診療報酬明細書——レセプトのことですけれども——の点検、保健事業の実施、収納率の向上、交付金の獲得、こういった取組を今後も推進していく必要があります。ただし、保険税率が県において統一された場合は、筑紫野市の医療費が削減されたとしても、福岡県全体の医療費が削減されない限り保険税率が下がることはなくなります。

下の表になりますが、収納率の推移の表です。収納課との連携により収納率向上の取組を継続しており、現年度と滞納繰越しの合計額において収納率は向上しています。今後もさらなる収納率の向上を目指していきます。

以上で、議案第8号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 補足説明書の改正内容を見ると、所得割はマイナスになって、均等割がプラスというか増えているので、低所得者の人たちにとってみると負担が増しましたという、そういうことになった理由は何なのか。幾らか協議会の附帯意見にも少し触れているので心配はしていませんが、しかし実際は、負担は低所得者層に今度の改定は偏っていますというふうになりますが、そうした理由を説明していただくとありがたいですね。

いや、負担しなきゃいけないというのは分かっているんですよ、みんなでね。でも、このあれだと所得割が減ってますから、所得の多い人はマイナスになるんだけど、所得の少ない人にとってみると割高になった、負担が増えたというふうに理解できる。そうすると、標準のやつでいくと、1,000万ぐらいの所得の世帯は幾らぐらいになっているやろうとか、そういうのも教えていただくとありがたいですが。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 委員おっしゃるとおりの状況になっていまして、この説明資料の3ページをもう一度見ていただきますと、3ページの下が四つのモデル世帯においてそれぞれ年額がどの程度影響があるかという表ですが、これを見ても分かりますとおり、真ん中の二人世帯、四人世帯で所得が割とこの中ではあるほうの世帯は年額400円増、900円増と影響が少ない金額にとどまっておりますが、一番下、高齢者夫婦で所得150万という所得が少ない世帯のほうで2,400円増ということで影響が大きい改定内容になっています。

これは、先ほどおっしゃられましたとおり、所得割の割合が0.49%下がっておりますから、所得が多い人ほど影響が少なくなってくるという結果になりまして、まずこういう内容は、標準保険税率と言いまして、福岡県が筑紫野市に提示したものをそのまま採用しているわけですが、これは所得が上がっても下がっても均等割、平等割を増やすことで所得の増減に影響を受けることなく安定した収入が見込まれるような改定内容になっているわけです。

基本的に、税率改定の目的は赤字補填目的をしないと、これが最終目標ですので、必要な税収を得るためにどのような改定をするか、所得割、均等割、平等割をどこを上げてど

を下げるかというのはいろんなパターンが考えられますが、これに失敗すると赤字になるということでして、今まで福岡県においては、この保険料の統一化という話が出る前は、市町村がそれぞれ自由に決めていましたけど、その結果ほとんどの市町村が赤字補填目的を繰り返すという状況でしたから、市町村に任せておくのではなく、県において確実な方法を提示するという事で導入されたのがこの標準保険税率。今回は福岡県が筑紫野市に示してきましたものをそのまま採用させていただいております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 私が聞いたこととは違うように思うので。県が決めたからということですね、これは全部。県が決めたら、もう市はそれに従わなきゃいけない仕組みになりましたというふうに理解しておけばいいんですか。そうすると、県が低所得者からたくさん取って、うんと所得がある人から減らしなさいと言ってきたというふうに理解していいんですか、これは。

○委員長（八尋一男君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） はい、そのとおりです。福岡県が示しました標準保険税率がこのような算定になっておりますので、結果的に委員のおっしゃるような取り方になっております。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） じゃあ、市町村は何も言うことはできないということですか。税を納めるのは市民ですよ。市民を代表する議会も執行部も何も言えないということですか、県には。何か言うたんですか、こういうことだと破綻する世帯が出てきますよと。

だから、協議したところでああいう附帯意見をつけざるを得なくなってくるわけですよ。そういうことを何もしないでやるようだと、無策ですねというね。市町村は、じゃあ私たちはこれを黙って、はい、うんと言わなきゃいけないという仕組みになっているんですか。それとも何か私たちも意見を付してよろしいんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 係長も御説明いたしましたけれども、県が示した標準保険税率を基に改定を行うという御提案をさせていただいております。一番の目的は、御説明いたしましたけれども、赤字補填目的の繰入れを行わないということが目的となっております。

これというのは、福岡県下、御説明させていただきましたけども、保険料率の統一化に向けて県のほうでは動いているところです。どこの市町村、福岡県下どこの市町村に住んでいても、同じ保険税率で行うというところを目標としておりまして、そのためには各市においての赤字補填目的の繰入れを行わないようにすることというところがその目的となっております。

その赤字補填繰入れを行う市町村については、別にペナルティーを科すというところも言われておりまして、そうなってくると国から県への補助金が減額されると。そうなりますと、福岡県下の各市町村、60市町村にその納付金額を割り振られるというような形になっておりまして、赤字は出せない状況ということになります。

このために、一番の目的としまして赤字を出さないこと。そうするためには県からの標準保険率、提示された保険税率をもって税率改定を行うというところで改定をしていくということが望ましいことだと考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） おっしゃっている意味は分かるは分かるんですけど、ちょっと赤字補填をしない方向にというのは分かるんですが、結果払えない人が増えると入ってくる保険税が減るんじゃないかなということも考えられると思うんですね。

5 ページを見ると、収納率の推移を見ると、やっぱり令和3年より令和4年のほうが若干減っていますよね。ということは、今度また5年も上がり、6年も上がると、ここがどんどん、収納率が下がる可能性もある。こういう可能性もある上で、例えば所得が多い人が減って、所得の少ない人の保険料が上がるという県が言ってきたことに対して、どうして県がそうしたのか市から聞いたりはしているんでしょうか。所得が高い人が高くていいと思うんですけど。お尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○国保担当係長（宮下無双君） この内容について、直接詳しく県に算定の過程を尋ねてはおりませんが、例えば逆に所得割を上げて均等割を下げるといった改定案もあり得るのは確かです。

まず大前提として、全国的に県単位で保険税率を統一する、これはもう決定事項でして、例えば大阪府、奈良県は令和6年度から完全統一です。その中で福岡県は特に遅れている状況です。福岡県の今示している展望ですと、令和7年度から統一を少しずつ開始し、恐

らく10年かけて統一するというふうなことを県は計画しておりますが、要は10年後、完全に統一されれば、この保険税率の決定は県が自動的に行うので市町村はそれに従わざるを得ないです。

現在はその中間地点ですから、例えば県とは違う改定案をつくって、それで無事に赤字にならなければそれはそれでよしという状況になっておるのですが、もしそのように県の示す数字とは違う市独自の路線で保険税率を決めていった場合、10年後完全統一したときによその市町村と筑紫野市で保険税の決め方が全然違うと。そのギャップを1年で解消しなければいけないというようなことが起こってきますから、やはりここは原則としては県の示す数字に近い数字を採用するのがいいと考えております。

その上で、所得が少ない方に対する救済措置というのはまた別に考えるべきで、保険税率については県で統一ということが路線が決まっている以上は、県の路線と別の算定方式を考えるべきではないと考えておるところです。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 10年後の先やね、10年後っちゅうたらさ、もう、国保の分はずっと減っとるよね、がらっと変わっとうよね。今あなたたち想像してないような数字が出てくると思うよ。10年後にどうのこうのやなくて、今度の国保の分の中で福岡市が出してますね、後期高齢者と合わせて同額にしますと、来年度もね。運営協議会が答申して、多分そういうふうになるんでしょう。うちのほうも一般会計から繰入れしたってよかろうもん。いやいや、いいと思うよ、私は。それがあんた、罰則か何かあるの、何か。そういうのないでしょう。今さっき係長説明された10年後を心配してますって。

10年後、数は全然違うと思う、今の分と。75歳、もう70歳以上ぐらいまで働かれるからね。そしたら、ほら、あともう何年かやん。5年間かそのぐらいの国保会計、一般、仕事してある人は別としてね。通常のお仕事をされていて、辞められて、国保に入られるでしょう。その分の期間って物すごく短いんですよ。どんどんどんどん短くなってきているの。何で繰入金の方の補填ができないの。県や国からペナルティーが来るの。あなたが言われるのは、10年後に極端に比率がどうのこうのって言われるけど、ペナルティーか何かあるの。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（高口 修君） 先ほちょっと御説明の中でさせていただきましたけれ

ども、赤字補填目的の繰入れ、一般会計からの繰入れを行うことによって、国から県への補助金が減らされるというペナルティーがございます。そうなりますと、県も財源確保しなければいけませんので、その分の納付金、市町村への納付金の額も増えてしまうという形のペナルティーがございます。

○委員（高原良視君）　じゃあ、福岡市はどうなるの。2月の初めの新聞に、7日か何かの新聞に載ってましたけど。6日、運営協議会か何かあっててね、答申されてる。うちの分もここに運営協議会の西村和子会長さんから答申されとりますけどね、それはどうなるんですか。

○委員長（八尋一男君）　係長。

○国保担当係長（宮下無双君）　ここは誤解を招きやすいところですが、福岡市は保険税率を介護給付分は引き上げますが、医療給付分、後期高齢者支援分は据え置くということになっております。これは、据え置けば当然赤字になる。その分をどうするか。福岡市の処理の方法ですが、誤解を招きやすいのは、福岡市が言っているのは、一般会計から補填するとは言っていないで、国保特会の基金を20億円取り崩して赤字補填をするという予算を立てるということを言っております。

この基金ですが、これは過去において国保特別会計が黒字であったとき、決算剰余金を積み立ててつくったものであります。ですので、保険料を過大に収納した分を積み立てていると。それを将来の赤字補填に使うというもので、あくまで保険税の取り過ぎを市民に還付するのと同じような意味合いでありますので、一般会計からの繰入れとは全く違う処理を福岡市は行っています。

ちなみに、筑紫野市のこの基金は、現在残高が8万7,017円のみです。ですので、筑紫野市は基金を取り崩して赤字補填するという方法ができません。

以上です。

○委員（高原良視君）　今までに問題があったの。ちゃんと新聞に載ってる、そこまで。

○委員長（八尋一男君）　回答を求めますか。

○委員（上村和男君）　私、もう一度言いますね。

○委員長（八尋一男君）　上村委員。

○委員（上村和男君）　本当にそうになったら市民の中にどういうことが起こるかということを考えてくださいね。いいですか。もう保険料が払えなくなって、言葉は悪いですけどね、貧乏人はもうお医者さんにかからんで早く死んでしまえという政策になったんですか。

そう取られても仕方がないような。払いきれない人は大変ですよ。あなたたちは、その所管としてどういうことをここに提案して、求めているかというね、よく考えてくださいよ。

私の隣に、例えばですよ、低所得者の人がおって、もうこれ以上払いきらんばいと言っている人がおったときに、もう諦めなさいと。そやけん、もう生活保護の手续に行こうかという話になるんですか。保険料もう払いきらんですよ、そうなる。これまではずっと払ってきた人たちですよ。そういうことが引き起こされて、そういう思いに市民の人たちになるということですよ。

ならんで済みそうな人たち、所得の多い人たちは、あんまりならんと思いますよ、支払い能力がありますから。そういうことを決められて、そこは動かせんと言うからこんな附帯意見が出てくるんでしょうもん。こういう実情については、あなたたちが責任持って県にも市長にもちゃんとせなばいって言ってくれないと。

私はこれに無条件で賛成していたら、本当に低所得の隣のおじさんにね——実際は隣のおじさんは低所得じゃないですよ、会社の社長してますから、でも本当に隣近所のそういう人たちがいるところで何て言われるんでしょうかね。下向いて歩かないかんですよ。議会ではそういうことを平気で決めるのかと。金持っとる人は持っとるやないかと。これほどの格差社会はないと言われているんですよ。本当にね、政治がそれを是正できないならば、あるいはそれをむしろ今度はこれを促進するような話だから。

こういう附帯意見がつくっちゃうね、会長の答申の中にこういう附帯意見がつくっちゃうことはどういうことかっちゃうのを考えて。県が決めましたから決めてもらいますって、私たちが黙って決められると思っているんですか。私は少し考えたほうがいいと思ってます。ほかはやってないところもあるかのように言ったから、ならなおさらやないですか。今度やらんでもよかろうもんとね。よそはまだやってませんとね、一般会計から補填してますっちゃうね。

昔はね、風邪が、インフルエンザがはやると4億ぐらいの繰入れは——もうちょっと高かったかもしれない、必ず出る、決算のときはそんな感じでしたよ。必ず出ますと、これはね。そういう中で運営してたわけだから。

私はね、これは何の裁量権も権限もないんですね、そういうと。福岡県抜けたらいいじゃないですか、そしたら。こういう保険から抜けますって言えばどうなるの。私はそういうことすら考えざるを得ないような上で、県が決めたなら全部市町村従えみたいなことは本当にいかがなものかと言うべきだと思うんですよ。

市長も、本当にね、市民の命を守るというのは、出かけて行って、知事のところ行って、何考えてんだってどなり込んでもおかしくないようなことですよ、これは。あなたたちもこんな中で私たちにね、あなたたちの責任かどうか分からないのと言われるわけでしょう。私たちは表行ったら石投げられるんですよ、こんなこと決めたら。何しよっとか、おまえたち市会議員はって。おまえらは高い給料もらっとるけんよかろうばってん、ほかはなかぞってね。そういうことが起こるということですよ、これは。

本当にどうしたものかなというね、あなたたちじゃどうしようもないというなら、ここに提案するなよっちゅうね。俺たち、私たちにもどうにもできないんだったら、ここに提案してもらっても困ります。県ともう一回話し合っ出て直しておいでよと。よそはやってないところがあるというなら、いつまでそれはできるのかね、もう少し状況を見計らって考えますからと言ったっておかしくないんですよ。

我々はね、やっぱり保険税を納められるかどうかの境目にいるような人たちに心を致さないで国民保険事業の運営に当たるのはいかなもんかと思いますよ。あなたたちも悩んだと思いますが、答申出した西村和子会長も悩んだと思いますが、やっぱりちょっとは言いにくくても県に言うぐらいのあれがないと、市民の命も暮らしも守れなくなりますよ、筑紫野市は。

それぐらいは言っときたいので言いましたが、どうもできないならしょうがないですけど、どうもできるんならどげんかしたほうがいいと私は思います。それこそ福岡県から独立しますかって言ったっていいですよ。それは許されないでしょう、きつとね。東京都に入ろうかなと。あっちだと、もっといいかもしれません。

はい、すみません。繰り返し言のように言いましたが、きちっとしていただきたい。

○委員長（八尋一男君） 杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員がおっしゃられるとおりだと思います。国民健康保険事業の運営に関する協議会でも、そういった方たちに寄り添う姿勢は非常に大切だという御意見も頂戴しております。しっかりその辺り、私たちも訴えてはいきたいと思いますが、ここ2年ほど赤字をなくすために一生懸命、議員さんたちにも御理解をいただきながら、市民の方にも御理解をいただきながら、職員も窓口でもその辺り非常に生活困窮してある方たちに対しては寄り添う姿勢を示して対応してまいったところでございますけれども、また相談支援とかを十分に行いながら今後もやっていきたいというふうに思っております。

昨年と比べてということになりますが、非常にこれまで保険税を上げておりましたけど、若干今年は非常に微々たることに、税率改定ということになるのではないかなというふうに思っておりますけれども、委員おっしゃられるような市民対応については、私たちも尽力してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第8号について、討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第8号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

審議を続けますか。（「いや、まだ続けてあるから昼からのほうがいいのかもしいかなです」と呼ぶ者あり）

そしたら、次の再開を1時からとしたいと思います。よろしくお願いいたします。しばらく休憩をいたします。

—————・—————・—————
休憩 午後0時08分

再開 午後1時02分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第16号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） では、議案第16号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

特別会計補正予算書は1ページになります。

内容につきましては、提案内容補足説明書により説明をさせていただきます。119ページをお開きください。

○委員長（八尋一男君） ちょっと待ってね。はい、お願いします。

○国保年金課長（高口 修君） では、歳入歳出予算補正前の額が102億802万8,000円、これを7,703万7,000円減額し、歳入歳出予算補正後の額を101億3,099万1,000円とするものです。

歳出予算補正の主な内容です。

5款1項1目特定健康診査事業は、健康診査等委託料を受診者の増加を受け910万6,000円増額するものです。この事業については、当初の見込み受診者数が4,260人でしたが、現在の見込み受診者数が5,457人と1,197人増加しています関係の補正増となります。

続きまして、8款1項5目保険給付費等交付金償還金は、県支出金の返還額が確定したため不用額2,839万2,000円を減額するものです。

続きまして、9款1項1目予備費は、歳入歳出の差額調整として計上していましたが、歳入歳出見込額の確定に伴い5,495万1,000円を減額するものです。

続きまして、歳入予算補正の主な内容です。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分は、収納見込額減少のため1億2,463万2,000円を減額するものです。

続きまして、5款1項1目一般会計繰入金は、繰入額の確定に伴い増額するものです。主な内訳は、保険基盤安定繰入金が3,038万1,000円の増額、財政安定化支援事業繰入金が3,776万9,000円の増額。これら2点は福岡県からの通知に基づき金額が確定したものです。

続きまして、赤字補填目的以外の法定外繰入金が4,814万7,000円の増額となります。これは子ども医療など地方単独事業を実施するに当たり、施策の実施者である市の負担分を繰り入れるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 歳入のところの医療給付分の収入見込み減という、主な理由というのはどのようなものなのかお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 補正予算書の10ページ、11ページにありますとおり、保険料収入の全項目について、金額の幅はありますが、それぞれ補正減しているものですが、これは当初予算で要求した額は毎年度ですけども若干多めに計上しておりますから、実際の決算が近づきまして収入の見込みが立ったところで、3月において不用額を減じているものであります。特に特徴的な事件が起こったということはありません。

以上です。

○委員長（八尋一男君） いいですか、山本委員。質問を繰り返していいですよ。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 毎年、大体これぐらい補正のときに1億2,000万ぐらいが、見込みを多めにしているので、これぐらい補正減をしている。特に理由はということですかね。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 金額に幅はありますが、毎年度3月において決算見込額に基づいて補正減しておりますが、来年度予算策定においては、毎年度こうやって行って補正減が生じておる現実がありますので、さらに見積りを厳密にしまして、多過ぎない適正な額を計上するよう努めているところです。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 先ほどのやっぱりちょっと保険料の増額とかがあるので、そのようなことで収入が、払えないような人がいるんじゃないだろうかというちょっと心配があったのでちょっとお尋ねしたものでございました。今の答弁どおり、今後よろしく願います。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第16号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第16号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についての件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） では、議第24号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、事前にお配りいたしました資料に基づき御説明のほうをさせていただきます。

○委員長（八尋一男君） お願いします。

○国保年金課長（高口 修君） では、資料1ページをお開きください。

国保財政の基本的枠組みについてです。議案第8号の国保税率改定の説明でお話ししたとおりですが、県単位での保険税率の統一に向けて、福岡県と市町村の特別会計が連携して財政運営をする仕組みとなっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算（案）の歳入と歳出の円グラフとなります。歳入歳出ともに予算総額は100億5,306万円で、前年度と比較すると0.3%の減少、金額では2,719万1,000円の減少となっております。

下の歳出の円グラフを御覧ください。歳出の主な内容は、保険給付費が70.7%を占め、これは筑紫野市が医療機関に支払う医療費の7割、8割分となります。なお、この保険給付費については、上の歳入の円グラフの水色の県支出金によって全額が補填されます。

下の歳出の円グラフに戻りまして、26.5%を占めるのが筑紫野市が福岡県に納める納付金、国民健康保険事業納付金となっております。金額については、福岡県が算定するもの

です。その他の歳出としましては、職員人件費と事務費であります総務費が1.7%、それから健康推進課と連携して実施する保健事業費が0.6%、その他の諸支出金0.4%となっています。

上の歳入の円グラフを御覧ください。歳入の主な内容は、第1に国民健康保険税が19.3%、第2に県支出金が72%、第3に筑紫野市一般会計からの繰入金が8.4%となっています。一般会計からの繰入金はいわゆる法定内繰入れ、または法定外繰入れであっても子ども医療補助等の市の単独事業を目的としたものに限られまして、赤字補填目的の繰入れは生じないものとして計上しています。

次に、予算策定の前提となる令和6年度の筑紫野市国保の状況予測について説明をいたします。

飛びまして、資料5ページをお開きください。

被保険者数及び世帯数の推移です。令和6年度の被保険者数は1万7,682人まで減少する見込みです。これは団塊の世代が75歳となり、後期高齢者医療制度に移行することによるもので、2025年、すなわち令和7年度までは大幅な減少が続くと見込まれます。世帯数についても減少を見込んでいます。被保険者数が減少する中で、年齢構成については70歳から74歳までの高齢者の割合が上昇しております。

続きまして、6ページを御覧ください。

こうした状況から、令和6年度の医療費の動向を予測しますと、被保険者数の減少は医療費の減少の要因となりますが、被保険者の高齢化は一人当たり医療費の上昇の要因となります。医療費の減少要因と増加要因の両方が存在しますが、医療機関に対して支払い不能に陥らぬよう十分な予算を確保する必要から、令和6年度の予算額は令和5年度の当初予算額と同額を基本として計上しております。

4ページを、ちょっと戻りますけれども、お開きください。

歳出の各項目について、前年度と比較して増減のある項目を中心に説明をいたします。

1款の総務費は職員給与費及び事務費です。

1項1目の一般管理費が2,655万4,000円増加しておりますが、これは令和7年度実施の全国市町村の事務処理システムの規格統一化、クラウド化に向けてのシステム改修によるものです。システム改修費は、全額が翌年度の県交付金によって補填されるため、実質的な市の負担は生じません。

1項2目の連合会負担金は、国保連合会に委託している医療費分析等の費用ですが、被

保険者の減少により減額となります。

1 項 3 目の医療費適正化特別対策事業費が269万3,000円増加しておりますのは、レセプト点検業者の3年に一度のプロポーザル方式による業者選定を実施するためです。医療費適正化事業の実施状況については、資料7ページに記載しておりますので、後ほど御確認ください。

続きまして、2 項 1 目の賦課徴収費が58万5,000円増加していますのは、未申告世帯に対する申告勧奨通知文書に返信用封筒を同封するなど、未申告世帯への対応に力を入れるためです。所得のない世帯は、その旨申告していただくことにより保険税の軽減対象となります。適正な課税のため、未申告世帯を可能な限り減少させたいと考えております。

2 項 2 目の収納率向上特別対策事業費が205万3,000円増加しておりますのは、人事院勧告に基づき会計年度任用職員の人件費が増額となったことによるものです。

次に、2 款の保険給付費です。保険給付費については、先ほど令和5年度当初予算と同額を計上するという基本方針を述べました。

ただし、2 項 1 目の一般被保険者高額療養費については、令和5年度実績において増加が著しいことから1億1,729万4,000円を増額しています。高額療養費については、従来の領収書を添付して月に一度窓口にて申請する方式を改め、医療機関からの電子レセプトを基に支給額を市においてあらかじめ計算することで領収書の添付を不要とし、加えて初回の申請のみで翌月からは自動的に指定口座に振り込む申請手続の簡素化を実施したところ です。

続きまして、3 項 1 目の出産育児一時金は、出産件数の減少が見込まれることから200万円減少しております。

6 項 1 目の傷病手当金は、新型コロナウイルスを原因とする離職者に対する支給制度が終了したことから549万円を減額しております。

続きまして、3 款の国民健康保険事業費納付金は、福岡県による算定の結果、26億6,683万2,000円に決定したもので、昨年度よりも1億2,166万4,000円減少しました。

続きまして、4 款の共同事業拠出金は、退職者医療事業拠出金として4,000円を計上するものです。退職者医療制度は既に廃止済みですが、残務処理のために僅かながら拠出しているものです。

次に、5 款の保健事業費は、健康推進課と連携して実施する医療費の削減につながる被保険者の健康状態の向上のための取組です。

1 項 1 目の特定健康診査事業費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により低迷していた受診者数が順調に回復、拡大していることから520万2,000円増額しております。同じく 1 項 1 目の特定健康診査啓発事業費は、受診案内通知印刷製本費のコスト削減により11万円を減額しております。

同じく 1 項 2 目の特定保健指導費は、人事院勧告に基づく会計年度任用職員、保健師、管理栄養士などの人件費の増額により277万4,000円を増額しております。保健事業の実施状況については、資料 7 ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

続きまして、6 款の積立金は、国保会計において剰余金が生じた場合に将来に向けて基金に積み立てるものですが、令和 6 年において剰余金がどの程度生じるか不明ですので、名目上1,000円を計上しております。

7 款の公債費は、一時借入れを行った際に借入金利子の返済を行うものですが、借入れの予定はありませんので、名目上1,000円を計上しております。

8 款の諸支出金は、国保税の還付金の近年の発生状況を鑑みて若干の増減をしております。国保税の還付は、死亡、転出、社会保険への加入等で国保税が減額されたもののうち、年度内の還付処理が間に合わなかったものについて翌年度の予算で還付するものです。

1 項 5 目の保険給付費等交付金償還金は、県からの交付金が過大交付であった場合に生じる還付金です。令和 5 年度の実績に基づいて計上しております。

歳出は以上です。

次に、歳入の説明に移ります。資料の 3 ページを御覧ください。

1 款の国民健康保険税については、福岡県の標準保険税率に合わせて税率改正を実施する一方、被保険者数は大幅に減少が見込まれますので 2 億188万7,000円の減額を見込んでいます。

2 款の使用料及び手数料は、国保税の督促手数料です。前年度と同額を計上しております。

3 款の県支出金のうち、1 項 1 目の保険給付費等交付金は、市が医療機関に支払う保険給付費を福岡県が全額補填するものに加えて、医療適正化事業の成果を評価して加算されるもの、システム改修等を補助する特別調整交付金等を含み 1 億4,879万3,000円の増額となります。増額の内訳は、主に保険給付費のうち高額療養費の歳出額が増加したことによるものです。

2 項 1 目の財政安定化基金交付金は、見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に、一般会計から補填する必要のないよう市町村に対して県が資金の交付貸付けを行うものです。貸付けを利用する予定はないので、名目上1,000円を計上しています。

4 款の財産収入は、預金利子として1,000円を計上しています。

5 款の繰入金は、一般会計からの繰入金です。低所得世帯に対する保険税の軽減額の増加が見込まれることから2,951万5,000円を増額しております。

6 款の繰越金は、令和 5 年度の余剰金額が現時点で不明であるため、名目上1,000円を計上しています。

7 款は諸収入です。1 項 1 目の一般被保険者延滞金は国保税の延滞金ですが、過去実績に基づき50万円を増額しています。

3 項 1 目の一般被保険者第三者納付金は、交通事故等による傷病に関する療養費について加害者に請求を行うものですが、被保険者の減少に伴い該当件数が減少傾向にあることから312万4,000円減額しております。

同じく 3 項 3 目の一般被保険者返納金は、国保から脱退済みであるにもかかわらず誤って国保の保険証を使用して受診した場合の医療費について本人に返還を求めるものですが、被保険者の減少に伴い発生件数が減少傾向にあることから158万8,000円減額しております。

同じく 3 項 5 目の雑入は、保健事業の特定健診の個人負担分ですが、受診者の増加を見込み60万円増額しております。

以上をもちまして、議題第24号、令和 6 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 聞き逃していたら申し訳ないんですが、予算書のほうの30、31ページのところの12番の委託料のところが第4期特定健診保健指導対応システム改修業務委託料というのが82万5,000円あるんですが、これ令和 5 年度はなかったののでこういったものができるようになるのかをお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（高口 修君） すみません、ちょっと休憩をお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 休憩に入ります。

休憩 午後 1 時28分

再開 午後 1 時29分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
課長。

○国保年金課長（高口 修君） 御質問の第4期特定健診保健指導対応システム改修業務委託料につきましては、後ほど出てきます所管事務報告のほうで保健事業実施計画の御説明を差し上げるのですが、その調査等の費用、システム改修の委託料になっております。詳しい説明は健康推進課の主体事業となっておりますので。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ないようですね。質疑を打ち切ります。
ただいまから討論を行います。
議案第24号について、討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。
これより採決を行います。

議案第24号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算についての件を原案どおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管の係長が代わりますので、ここで休憩に入ります。

休憩 午後 1 時30分

再開 午後 1 時31分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第28号、令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、議案第28号、令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明をいたします。

事前にお配りしました資料に基づき説明をさせていただきます。

○委員長（八尋一男君） いいですか。説明をお願いします。

○国保年金課長（高口 修君） では、説明資料の1ページをお開きください。

令和6年度の予算編成に当たりまして、後期高齢者医療の財源は公費5割、後期高齢者支援金4割、保険料1割となります。このうち公費につきましては、国が12分の4、県と市がそれぞれ12分の1となります。公費の国、県の負担分及び後期高齢者支援金は、直接保険者であります福岡県後期高齢者医療広域連合に交付されており、本市の後期高齢者医療事業特別会計の役割は、市の公費負担分12分の1及び市が広域連合に代わって徴収いたします保険料を広域連合に納めることを主な内容としております。

令和6年度の本市の後期高齢者被保険者数は1万4,582人と見込んでおります。中ほどの表が先ほどの説明を表したものでございますが、ここにあります後期高齢者支援金、全体の4割分につきましては、いわゆる現役世代であります民間企業などで働く社会保険加入者や私たち公務員などで組織する共済組合加入者、さらには国民健康保険加入者などが支払う保険料を使って後期高齢者医療を支援しているものです。

一番下の表は、先ほど説明しました保険者である広域連合に筑紫野市が納める負担金の内容と金額を示しております。保険料等負担金は赤色で、その下の療養給付費負担金は青色で表していますが、上の中ほどの表の医療費の負担割合の表の色分け部分と同じものを指し示しております。また、事務費負担金は広域連合の事務費を県内60市町村で負担するものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

予算案の概要を載せております。令和6年度、7年度につきましては、保険料率の改定の時期に当たっておりまして、変更点については最後に御説明をいたしますが、広域連合の通知が遅れましたことから、確定した額につきましては9月補正時に反映し、御説明を

させていただきます。そのため、令和6年度当初予算額につきましては、前年の予算額を基に計上をしております。

説明資料2ページにより御説明いたします。増減のある項目を中心に説明をさせていただきます。下の表の歳出を御覧ください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費が113万3,000円増加していますが、被保険者の増に伴う被保険者証の郵便料です。若江地区の区画整理の住居表示変更に伴う被保険者証送付の郵便料も含まれています。

その下、2項徴収費1項徴収費が23万9,000円増加しています。被保険者増に伴う納税通知書の郵便料です。

次に、3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金が150万円の増です。

これは令和5年12月補正増の承認をいただきましたところですが、被保険者数の増加等に伴うもので、令和5年度実績予定額を基に計上をしております。

上の表、歳入ですが、5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金を150万円増額しています。歳出で御説明しました保険料還付金の見合いの部分になります。

以上、歳入歳出額ともに合計額は28億1,802万7,000円を計上しています。

続きまして、3ページのグラフを御覧ください。

下の円グラフの歳出につきましては、99.6%を広域連合への納付金が占めております。上の円グラフは歳入のグラフですが、保険料が48.5%、一般会計からの繰入金が51.4%です。

最後になりますが、4ページを、一番後ろになりますが御覧ください。

令和6年度及び令和7年度の後期高齢者医療保険料の改正について御説明いたします。令和6年度及び令和7年度の後期高齢者医療保険料率につきましては、2月に開催された福岡県後期高齢者医療広域連合の議会で審議され、可決決定されました。保険料率の改正については、報告となりますが改正点を御説明いたします。

保険料率につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき2年ごとに見直しがされております。改正された保険料率につきましては、資料のとおりでございます。

一番上の表を御覧ください。

改正後の令和6年度及び令和7年度と改正前の令和4年度及び令和5年度の比較をしております。表の一番上の段の均等割額ですが、令和6、7年度は6万4円で前年度比3,569円の増額。

2 段目の所得割率ですが、令和 6、7 年度は11.83%で前年比1.29ポイント上がっています。ただし、米印の11.02%は急激な上昇を抑えるために令和 6 年度の数字を表しています。

3 段目の賦課限度額については、80万円で前年度比14万円増となります。賦課限度額についても、令和 6 年度は米印の73万円が適用されます。

その下、福岡県の一人当たりの保険料額についてですが、改正後は 9 万427円と8,696円増となることが見込まれております。

次に、4 ページの中段のところになりますが、保険料額の算出方法です。年間の保険料額は均等割額と所得割額の合計額でございます。

4 ページ下のところになりますが、令和 6 年度の後期高齢者医療制度の改正点を 3 点お伝えします。1 点目は子育てを全世代で支援するために、出産育児一時金に係る費用を後期高齢者医療制度から支援する仕組みを導入します。2 点目は、現役世代の保険料負担上昇を抑制するために、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直しを行います。3 点目は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令に定められている保険料賦課限度額の引上げとなっております。

以上が令和 6 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質問ある方はありますか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今の 4 ページに、これ報告ということなので 2 月の県の広域連合の協議会というんですかね、決まったことということで、これに関して何か附帯決議とかあったりするんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（高口 修君） 後期高齢者医療の広域連合の議会の中での、附帯決議というのはございませんでした。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第28号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第28号、令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算についての件を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

次の議題に入ります前に休憩いたします。続けていい。（「健康推進課が追加がで入ります」と呼ぶ者あり）そうね、はい。

では、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後1時43分

再開 午後1時50分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

せっかく担当の方が代わられたから紹介してもらいましょうかね。よろしくお願いします。

○市民生活部長（杉村真子君） 続きまして、所管事務報告で筑紫野市保健事業実施計画（データヘルス計画）について、国保年金課職員と併せて健康福祉部健康推進課職員が出席しておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康福祉部健康推進課長の毛利と申します。よろしくお願いいたします。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 健康推進課課長補佐兼健康推進担当係長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしく申し上げます。それでは、所管事務報告に入ります。

筑紫野市健康保健実施計画（データヘルス計画）について御報告をお願いします。

課長。

○国保年金課長（高口 修君） 本日は、所管事務報告といたしまして、筑紫野市保健事業実施計画（データヘルス計画）を作成しておりますので、その説明をさせていただきます。

まず、概要版を御覧いただきたいと思います。A4の1枚。

○委員長（八尋一男君） お願いします。

○国保年金課長（高口 修君） 筑紫野市国民健康保険では、被保険者の健康増進を目的に第3期筑紫野市保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定いたしました。

まず、1の計画の概要ですが、この筑紫野市データヘルス計画は、筑紫野市の国民健康保険加入者の健康・医療情報を活用いたしまして、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するための計画です。

この計画を実施することにより、市国保加入者の健康保持増進を図り、健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指します。

次に、計画期間ですが、令和6年度から令和11年度の6年間、途中令和8年度に中間評価を行います。この計画に沿って各種の保健事業の実施を予定しております。

保健事業の運営につきましては、健康推進課が主体となり進めておりますので、以下は毛利課長より御説明申し上げます。

○健康推進課長（毛利早希君） それでは、健康医療の課題について、健康推進課から要点を絞って御説明をさせていただきます。

まず、概要版を御覧いただきたいと思います。

まず、特定健診についてです。特定健診では、40歳から74歳を対象に生活習慣病の予防のため、メタボリックシンドロームに着目した身体測定、血圧測定、血液検査などを行います。また、特定健診の検査結果から、一定の基準値を超えた生活習慣病のリスクのある方に対し、糖尿病等の生活習慣病の予防を目的として、その要因となっている生活習慣を改善していただくため、保健師や管理栄養士が特定保健指導を実施いたします。

表に過去4年間の特定健診受診率と特定保健指導実施率の推移をお示ししております。目標値は第2期計画による令和5年度までの目標値となっております。

特定健診受診率及び特定保健指導率は、令和4年度はコロナ禍による落ち込みから回復しました。特に特定保健指導については、市の集団健診会場や訪問、電話による指導を強化したことにより実施率の向上につながりました。しかしながら、いずれも令和5年度までの目標値である60%には達していません。今後も生活習慣病の早期発見と発症予防、

重症化予防のため、まずは健診を受けていただくよう、未受診者対策を行うとともに、既に健診を受けられている方には、毎年の継続受診をしていただくよう取組に努めてまいります。

次に、医療費等についての分析結果を御説明いたします。

市国保加入者数は減少傾向にありますが、一人当たり医療費は増加傾向となっております。一人当たり医療費の比較をしますと、平成28年度では月額で2万6,100円、令和4年度になりますと2万9,020円と増加しております。

この令和4年度の一人当たり医療費は、全国平均、県平均と同程度になりますが、同規模団体や全国と比較すると、外来医療費が安く入院医療費が高いという特徴がございます。これは、ある程度重症になってから病院にかかる傾向にあるものと見られるため、健診によって早期発見、早期治療をすることで、医療費の抑制と御本人の生活の質の向上にもつながるものと捉えております。

次に、疾患別の医療費の状況を表にお示ししております。疾患別に入院した場合と入院外の場合、それぞれ1件当たりの医療費を記載しております。入院外とは、入院以外の通院や訪問介護、お薬などにかかる医療費になります。

太字でお示ししております疾患を簡単に御説明しますと、脳血管疾患は脳梗塞、脳出血、くも膜下出血など、心疾患は心筋梗塞、不整脈、心不全など、腎不全は腎臓の働きが正常の30%以下に低下した状態を言い、また新生物は悪性腫瘍であるがんや良性の腫瘍を指しております。1件当たりの入院医療費は、脳血管疾患、新生物、心疾患の順に高く、入院外医療費では、腎不全、新生物、心疾患の順に高くなっています。

この表の左から、糖尿病、高血圧、脂質異常症がございますが、この三つは生活習慣病の代表的なものであり、これらの疾患が重症化することにより脳血管疾患、心疾患、腎不全を引き起こす原因ともなります。

また、生活習慣病に係る治療費を比較しますと、健診受診者では月額4,125円、健診未受診者では4万1,486円と、健診未受診者のほうが3万7,000円ほど治療費が高くなっております。

生活習慣病は、特定健診によりリスクを発見することができる疾患ですので、以上のことから特定健診を受診していただき、個人に合わせた特定保健指導を実施し、生活を改善していただくことにより、生活習慣病の早期発見、発症予防、重症化予防することが医療費適正化を図るためにも重要であるということを再確認いたしました。

最後に目標でございます。四つの目標を掲げております。これらの目標を達成するため、御説明した内容を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、引き続き本計画に基づき、効果的かつ効率的な保健事業の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありますか。これは説明しないの。

○健康推進課長（毛利早希君） こちらをまとめたものが概要……。

○委員長（八尋一男君） はいはい、分かりました。

質問ありませんね。上村委員。

○委員（上村和男君） せっかくですから。最後に個人情報の保護のところがありますけど、大丈夫ですよ。いつもこういうデータを集めたり管理したりするところは非常に危ないので、やっぱり予防する、防止するほうも技術はありますが、侵入する人の技術も進歩していますから、頑張ってここはきちっとしてくださいと。プライバシーだったり、いろんなことはね。何でこんな人が電話してくるんだろうということが時々ありますもんね。どこで知ったか分からないような電話もかかってきますから。よく知っているんですよ。気をつけないと。

○委員長（八尋一男君） せっかくを質問をされていますから、それは大丈夫ですという形で回答をお願いします。

毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 個人情報の適切な取扱いが確保されるよう、取り組んでまいりますので、大丈夫でございます。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） ちょっといいですか。今、説明受けたんですが、我々の委員会で受けたんですけど、本来、委員会が違うのじゃないかという私は思いがしているんですが。何でかといったらね、本計画の策定及び保健事業の運営については健康推進課が主体となりというふうになっているでしょう。それについて、ここの分の所管の委員会でいいのかなという思いがしました。どうですか、事務局。

○委員長（八尋一男君） 事務局の見解を求めます。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） こちらの筑紫野市データヘルス計画につきましては、国

民健康保険加入者のというところでの……。

○委員（高原良視君） 分かってますよ。分かった上で言いよるたい。

○委員長（八尋一男君） 分かりました。

ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これで質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのため休憩いたします。

休憩 午後 2 時02分

再開 午後 2 時12分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

嵯峨部長がお見えですので、職員紹介をお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） お疲れさまです。総務部嵯峨でございます。

総務部の所管事務報告といたしまして、本年度 1 件、統一的な基準によります財務書類についてを御説明をさせていただきたいと思います。

出席している財政課の職員を紹介いたします。

財政課長の高木でございます。

○財政課長（高木伸泰君） 高木と申します。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当係長の尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当主任の原田でございます。

○財政担当主任（原田裕介君） 原田と申します。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、統一的な基準による財務書類について、説明をお願いします。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、令和 4 年度決算における統一的な基準による財務書類について御説明をさせていただきます。

財務書類につきましては、国の要請を受けまして、現金主義による予算決算制度を補完

するものとして、発生主義、企業会計の考え方を活用し、作成公表しているものでございます。

毎年報告をさせていただいておりますが、作成方法も含めて今年度特に変更となっているものはございませんので、本日はポイントを絞って御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料の6ページをお開きください。

6ページから9ページにかけまして、今回作成しました財務書類から読み取れる分析結果をまとめております。分析に当たりましては、作成時点で入手可能であり、かつ類似の規模である県内他団体と比較を行っております。

まず初めに、住民一人当たりの資産額と負債額についてでございます。棒グラフの上にあります緑の枠部分を御覧ください。まず、住民一人当たりの資産額は129万円、住民一人当たりの負債額は23万円となっております。

これが他団体と比べてどうなのかということでございますが、その下の棒グラフを御覧ください。県内の人口や産業構造が同程度である団体と比較を行っております。筑紫野市以外はA市、B市、C市と表示しております。

すみません、委員長、ここで一旦休憩をよろしいでしょうか。

○委員長（八尋一男君） はい。しばらく休憩します。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時16分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

よろしくお願いします。

○財政課長（高木伸泰君） 続きまして、6ページの下の方になりますけれども、文書の部分でございますので読み上げさせていただきます。

資産額については、B市が一番高く、次が本市となっており、今回比較した団体の中では、本市は高い水準であることが分かります。

また、負債額については本市が一番低くなっており、今回比較した団体の中では本市は低い水準であることが分かります。

このことから、本市は将来への負担を抑えつつ、一定の資産形成を行ってきたと言える

かと思います。

続いて、7ページをお開きください。

7ページは住民一人当たりの行政コストでございます。この指標は、行政活動の効率性を示す指標となっております。こちらと同じく緑枠部分を御覧いただきますと、令和4年度の住民一人当たりの行政コストは31万円となっております。

次に、真ん中のグラフを見ていただきたいのですが、御覧いただきますように、本市は低い水準にあることがお分かりいただけるかと思います。そして、このページの一番下の行となりますが、このことから、本市では効率的な行政運営が行われていると言えるかと思えます。

続いて、8ページをお開きください。

8ページ目は、受益者負担比率についてでございます。ここでは行政サービスに対する受益者負担の割合を算出しております。枠の部分を御覧いただきますと、令和4年度の受益者負担比率は3.4%となっております。この指標は、多くの団体で3%から8%の間になると言われておりますけれども、このページの下から2行目の最後のほうとなりますが、今回比較した団体の中で本市は低い水準にあると言えるかと思えます。

続いて、9ページをお開きください。

9ページは純資産比率についてでございます。この指標は、比率が高いほど財政状況が健全であると言える指標となっております。緑枠部分を御覧いただきますと、令和4年度の純資産比率は82.3%となっております。この指標は、多くの団体で50%から90%の間になると言われておりますが、この下の棒グラフを見ていただきますと、御覧いただきますように、本市は最も高い値になっていることがお分かりいただけるかと思えます。そして、このページの一番下の行となりますが、このことから本市の財政状況は健全であるという分析結果となっております。

最後になりますが、次の10ページから最後の21ページにかけまして、全ての財務書類を資料として添付をさせていただいております。

簡単ではございますが、これで統一的な基準による財務書類についての御報告を終わらせていただきます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございますか。

○委員（上村和男君） ちょっと、こういう内容で説明するとは、やっぱり予算とか決算

とかできちっとね。

○委員（高原良視君）　こちらではない。こちらの問題で。やっぱり事務局も含めてね、これは今度常任委員会もできたから、こういう内容は予算なり決算なり、そういう全体的な場の中で説明をするべきやないかなという、私は意見です。

○委員長（八尋一男君）　それは私が受け取らせていただきます。最終の議長を交えた、（「そうですね」と呼ぶ者あり）そのときに提案をしたいと思います。

ほかにはございませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君）　どうもありがとうございました。

所管の入替えのため、しばらく休憩します。

休憩　午後 2 時20分

再開　午後 2 時23分

○委員長（八尋一男君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

宗貞部長がお見せですので、職員紹介をお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君）　お疲れさまです。企画政策部の宗貞でございます。

所管事務報告として企画政策部のほうから 3 件御報告申し上げたいと思います。まず、1 件目でございますが、今年 4 月 1 日の組織機構の見直しに伴います庁舎の配置部署の変更について御報告させていただきたいと思います。

出席職員の紹介をさせていただきます。

人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君）　永田です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君）　人事課行政管理担当係長の平島でございます。

○行政管理担当係長（平島知子君）　平島です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君）　どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君）　よろしくお願いいたします。

それでは、令和 6 年 4 月 1 日組織機構の見直しに伴う市庁舎の配置部署の変更について、御報告をお願いします。

課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、令和6年4月1日に実施いたします組織機構の見直しに伴い、市庁舎内の部署の配置について変更する必要が生じたので、その内容を説明させていただきます。

お配りしております本日の委員会資料を御覧ください。

市役所本庁舎1階から4階のレイアウト図を表記しております。令和6年4月1日から配置する部署を表示しております。配置場所、または名称を変更する部署につきまして、赤色の点線で囲んで表示をさせていただいております。

まず、1階でございますが、正面の入り口から見て右側の4番窓口でございますが、現在は子育て支援課と保育児童課を配置している場所になります。こちらに生活福祉課、地域福祉担当を2階から、それから生活福祉課障がい者福祉担当を1階の5番窓口から移転し配置をいたします。

続いて、2階でございますが、今回の組織機構の見直しで新たに設置いたしますこども部を配置しております。子育て支援課と保育児童課の2課をこども家庭課、それからこども政策課に再編をいたしまして2階の3番窓口、それから4番窓口にそれぞれ配置をいたします。また、現行のこども療育相談室につきましては、こども発達相談室と名称変更のほうも併せてさせていただきたいと考えております。

次に、3階でございますが、2階にこども部の配置をした関係で、現在2階に配置しております環境課、農政課、農業委員会事務局、それから商工観光課につきまして3階に移転し、配置いたします。また、現行の維持管理課につきましては、管理保全課に課の名称の変更を行わせていただきます。

次に、4階でございますが、現在3階に配置しております管財課を4階に移転し配置をいたします。

それから資料の後半部分に今回の変更内容をまとめておりますので、併せて御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、今回のこの庁舎内の配置変更に伴う市民の方々への周知につきましては、広報ちくしの4月号でお知らせをするとともに、ホームページ、SNSを活用し周知に努めてまいりたいと考えております。

また、あわせて庁舎内の表示についても、案内サインの表示の変更、それから総合案内でのお知らせや変更内容を庁舎内に掲示をしていくことなどを行いながら、来庁者の方が混乱されないように取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方ありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） この課がここからこっちへとか、それは分かったんですが、そうする考え方は何なのかだけ教えてください。なぜそうするのかというね。それなりの考えがあって、庁舎の移動ですから、全体で合意したものか、どこでかきちっと考え方を整理して進められたと思いますが、それを説明してくれますか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） こちらのレイアウト編成の考え方についてでございますが、まず今回の組織の見直しで大きな点としてこども部の設置というところがございまして、まずこのこども部をどこに設置をするのかというところを検討させていただきました。

現行の1階のフロアに配置をするというところも検討してみたんですけれども、人員の増員、それからこども家庭センターの設置と合わせて全てを1階に配置することはちょっと難しいだろうという結論に至りましたので、2階に配置をさせていただいて、こども発達相談室、それから家庭児童相談室と既存の相談室関係が2階にございますので、この辺りの相談機能とこども部の業務の部分をより連携は取りやすいような形で配置をさせていただきました。

また、あわせて現行の子育て支援課、保育児童課がある場所については、障がい者福祉という部署について、やはり障がいがあり、配慮が必要な方が御利用になられる窓口になりますので、より利用しやすい箇所に配置をしていくということも併せて取り組ませていただいております。それに伴いまして、3階、4階の配置の部署の異動も発生しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 考え方は今は聞いたんですけど、例えば3階に学校教育課、子どもの絡みがありますよね。3階にというような検討とかは出てこなかったんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 3階案についても検討はさせていただきましたが、より重視する点といたしまして、先ほどと同じ繰り返しになりますが、2階に配置している発達相

談、それから家庭児童相談、この辺りとの連携がこども家庭センターの配置、設置についてはより重要になるというところで、2階のほうが好ましいのではないかという結論に至ったところでございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 別の質問になります。これ、お引越しといいますか、コードの配線とかいろいろあると思うんですけど、これは3月の30、31とかでされる予定なんでしょうか。ほかの日なのか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 移転のスケジュールについては、3月の30と31日は土日にはなるんですけども、作業の工程というのがこの2日間だけでは終わらない予定になっております。ですので、3月の二十日前後から順次作業のほうに入らせていただいて、一部先行して移転する部署も発生するような予定で今スケジュールのほう組ませていただいています。

その辺りも併せて来庁者の方が混乱しないような形で、先行して移転した部署についての庁内の周知も併せて行いながら取り組ませていただきたいと考えてます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質問を打ち切ります。ありがとうございました。

所管が入れ替わりますので、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後2時31分

再開 午後2時32分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

宗貞部長より職員紹介をお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策部の企画政策課から2件報告させていただきたいと思います。

まず、筑紫野市のまち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。

出席職員の紹介をさせていただきます。

企画政策課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。よろしくお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課企画政策担当係長の齊田でございます。

○企画政策担当係長（齊田 誠君） 齊田です。よろしくお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願いします。

それでは、第3期筑紫野市まち・ひと・しごと総合戦略について御報告をお願いします。
課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、第3期筑紫野市まち・ひと・しごと創生総合戦略について御説明を申し上げます。

まず、資料表紙をめくっていただきまして、右上に資料1と記載をしておりますデジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像という資料を御覧いただけますでしょうか。

こちらの資料の上段、総合戦略の基本的な考え方、総合戦略のポイントという欄でございますが、黄色のマーカーを引かせていただいておりますが、国はまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、2023年から2027年度までの5か年の新たな総合戦略をデジタル田園都市国家構想総合戦略として策定をしているという状況でございます。

このような国の動きを踏まえてでございますが、地方にも地方版総合戦略を改訂するとともにデジタルの力を活用するよう今求められているという状況でございます。

この具体的な内容でございますが、資料の中段、施策の方向という欄に記載のとおりでございますが、地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、魅力的な地域をつくるという四つの柱はこれまでの総合戦略と同様のものとなっておりますが、これにデジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化、深化していくという観点が求められるようになったというところでございます。

このような国の動きを踏まえた上で、本市でも地方版総合戦略を改訂する必要があるのかどうかというところでございますが、そちらにつきましては次のページ、右上に資料2と記載をしておりますデジタル田園都市国家構想交付金という資料を御覧いただけますでしょうか。

この資料の左上でございますが、事業の概要・目的の欄に記載のとおり、デジタル田園都市国家構想交付金により、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決、魅力向上の取組を加速化、深化するということで、このようなことを目的といたしまして、

デジタル田園都市国家構想交付金という補助制度が設けられておりますので、これを効果的に活用できるよう地方版総合戦略を改訂する必要があるというものでございます。

このような背景を踏まえましてでございますが、別冊でお配りをしておりますデジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期筑紫野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）という資料を御覧いただけますでしょうか。

まず、この総合戦略の考え方を説明させていただきたいというふうに思いますので、一番最後のページ、36ページでございますが、こちらを御覧いただけますでしょうか。

新たに総合戦略を改訂するとは言いつつも、本市ではワークショップやアンケートによる市民の意見、そして審議会での議論、そして議会、特別委員会での審査などを経て今後のまちづくりの指針となる第七次総合計画を12月議会で御可決賜り策定したばかりという状況でございます。

総合計画は、市の全ての取組を網羅しておりますので、まち・ひと・しごと創生総合戦略に求められる取組の方向性や目指す姿は多くの部分で総合計画と重なっており、カバーできるものとなっているところでございます。

そのため、資料の本文に記載をしておりますが、これまでと同様の考え方ではございますが、本文1行目から記載をしておりますとおり、本市では第七次総合計画の政策、施策、基本事業を基本といたしまして、第3期総合戦略を策定し、デジタル技術の積極的かつ効果的な活用を図りながら、一体的に推進していくこととしたいと考えているものでございます。

具体的には、下側の図に記載をしておりますが、第七次の総合計画との関係性、施策の再構成イメージに掲げておりますとおり、第七次総合計画の28の施策を総合戦略で求められる産業の振興と雇用の創出、人の流れ、子育て支援、そして地域づくりという四つの基本目標に合わせて再構成をした上で、第七次総合計画の成果指標を市の総合戦略のK P Iとして可能な限り活用します。

その上で、デジタル田園都市国家構想交付金を見据えてデジタル技術を活用して施策を推進するという旨を加えて、第七次総合計画と一体的に推進することとしたいと考えているところでございます。

具体的な内容につきましては、申し訳ございません、ちょっとページが戻りますが、資料の16ページを御覧いただけますでしょうか。

16ページでございますが、この総合戦略で掲げる本市の地域ビジョン、目指すべき理想

像を掲げたページでございます。この内容でございますが、要点は少しポイントを絞らせていただいておりますが、基本的には総合計画の基本構想、これを準用させていただくとともに、交付金の活用を見据えて、下側黄色の網かけの部分でございますが、デジタル技術の活用の方向性などをうたわせていただいているという内容でございます。

そして、次のページでございます。17ページからでございますが、ここからが総合戦略における具体的な施策、基本事業をまとめたページとなっております。

18ページには、施策、基本事業、重要業績評価指標（K P I）を掲げておりますが、このうち基本事業と重要業績評価指標につきましては、総合計画の基本事業と成果指標をごく一部の例外を除きほぼ準用をさせていただいたというものでございます。

このような形で総合戦略を策定いたしまして、デジタル田園都市国家構想交付金を活用しながら、総合計画とともに推進することにより、より暮らしやすく魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

総合戦略の概要については、以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありますか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君）　ちょっと2点ございまして、ちょっとこれK P Iの数値が結構抽象的な表現が多いのかなと思うんですけど、一つ目の質問が総合計画というのが一番根本にあって、総合戦略、今回の総合戦略というのはもうちょっと具体化した目標に近づいたものという考え方でいいのかどうかというのが一つ。

二つ目の質問が、今御説明いただいた17ページ以降にそれぞれ四つの政策のK P Iが書かれていると思うんですけど、例えば目標に対して、もう現状が既に近いものだったり、かなり離れているものだったりあると思うんですが、これが前回達成できなかったのをじゃあ次こうやって達成するとか、これがじゃあこの第3期が終わった後にそれを次またどう評価していくのかみたいな総合戦略の中での、何というんでしょう、反省というのか、何かそういうのってどういう形で行われているのかという2点をちょっと教えてください。

○委員長（八尋一男君）　課長。

○企画政策課長（中尾泰明君）　まず、1点目の総合計画と総合戦略の関係でございますけれども、今回筑紫野市におきまして第七次総合計画を議会でも御審査をいただいた上で策定をしたところでございますので、この総合戦略に掲げております基本事業、そして

重要業績評価指標についても、法的な制約がない限りは基本的には総合計画の基本事業と成果指標をそのまま準用をさせていただいているという状況でございます。

次に２点目でございますが、総合戦略の進行管理、評価等でございますけれども、当然基本事業、そして重要業績評価指標が総合計画と同じ内容を準用させていただいておりますので、基本的には総合計画の進行管理と併せて行ってまいりたいというふうに考えております。

これに加えて、総合戦略につきましては、やはり地方創生という観点も必要になりますので、総合戦略に特化した形で進捗状況を評価いただくまち・ひと・しごと創生推進委員会という外部有識者の方なども含めた委員会を設置をしておりますので、総合計画の進行管理と併せて評価を行うとともに、有識者の御意見なども伺いながら効果的な施策の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　ありがとうございました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君）　質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、令和５年度行政評価運用結果について、執行部から御報告をお願いします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君）　それでは、令和５年度の行政評価の取組について、報告をさせていただきます。

資料につきましては、令和５年度行政評価運用結果概要報告という資料を御覧いただきたいと思いますと考えております。内容が非常に多くなっておりますので、ポイントを絞って説明をさせていただきます。

まず、ページをめくっていただきまして１ページ目を御覧いただけますでしょうか。

令和５年度の行政評価の取組をまとめたページでございます。内容でございますが、本市では、自治体経営における基礎的な考え方や視点として行政評価システムを活用しており、（１）に掲げる四つの目的の下、（２）に掲げる三つの視点を持って行政評価を行っている旨をここではまとめさせていただいております。

次に（３）でございますが、本市では総合計画に行政評価システムを導入しており、総合計画に掲げる各施策や基本事業、事務事業に成果指標とその目標値を定め、その推移により達成度が把握できるようにしていることをまとめさせていただいているものでござい

ます。

次に（４）実施計画事業でございますが、総合計画の基本計画に基づく事務事業について、より具体的な実施スケジュールと事業費を定めるものとなっており、計画期間を３年間とし毎年ローリング方式で見直しを行っているものでございます。令和６年度以降の実施計画事業として、現時点で１５８事業が予定をされているというものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして２ページ目を御覧いただけますでしょうか。

（５）内部評価委員会についてでございます。内部評価につきましては、毎年度所管課による自己評価を実施をしておりますが、これに加え事務事業内部評価委員会による評価も実施をしているというところでございます。令和５年度については、表に記載の１９事業を対象に評価を実施しているところでございます。評価の詳細等については、後ほど説明をさせていただきます。

次に（６）外部評価委員会でございます。外部評価は、第三者の視点で事務事業の評価を行うことにより、行政資源の有効活用と職員の意識改革を図ることを目的として実施をしているところでございます。この委員会は、有識者及び市民委員により組織し、令和５年度については、下の表のとおり、１０事業を対象に評価を実施したというものでございます。この外部評価の概要につきましても、後ほど別に資料を用意しておりますので説明をさせていただきますと考えております。

次に、ページをめくっていただきまして５ページ目をお開きいただけますでしょうか。５ページ目からが令和６年度以降の実施計画事業の内容でございます。１枚めくっていただきまして７ページ目を御覧いただけますでしょうか。

この資料の見方でございますが、左から順に通し番号、事務事業名、所管課目、そしてその右側の番号が総合計画の施策と基本事業の番号となっております。そして、事務事業の概要、年度ごとの予算という構成になっているところでございます。

この実施計画事業につきましては、いずれも予算を伴う取組でございますので、詳細については今後予定されております予算審査常任委員会の中で御審査いただくことになろうかと思っておりますので、本日は詳細な内容の説明は割愛させていただきますが、予算を御可決賜りました暁には、この資料に記載した事業の概要等をホームページ等で市民の皆さんにお知らせをしてみたいと考えているところでございます。

続きまして、申し訳ございません、少しページが飛びますけれども、資料の２７ページ目を御覧いただけますでしょうか。

27ページ目からが内部評価委員会の評価結果でございます。時間も限られておりますので、本日は総務市民常任委員会所管の事業について説明をさせていただきたいと考えております。

1枚めくっていただきまして、29ページ目を御覧いただけますでしょうか。

この内部評価の表でございますが、左から通し番号、事務事業名、所管課名、総合計画における施策の番号、事業概要、予算、そして評価結果となる評価の方向性とその詳細を表すコメントを記載させていただいているものでございます。

まず、29ページのナンバー4、コミュニティ運営協議会補助事業について御説明を申し上げます。この事業につきましては、コミュニティ運営協議会の活動を支援するため交付金を交付するという事業でございますが、評価結果は見直しとなっているところでございます。内容といたしまして、①では交付金による事業の実施率など成果を測ることができる指標を設けるべきではないか。また、③では地域の人材不足が深刻化していることを踏まえ、人材確保のための方策などを検討すべきではないか等の課題と方向性が提起をされているというものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして30ページを御覧いただけますでしょうか。

30ページ、ナンバー5の基金積立事業（地域コミュニティ推進基金）でございます。先ほどのコミュニティづくり交付金の一部を基金として積み立てる事業でございますが、評価結果は見直しまたは廃止となっているところでございます。内容でございますが、本基金についてはコミュニティ運営協議会による住民主体のまちづくりに要する経費に充当することを目的としたものでございますが、具体的な使途や充当する際の基準等が明確に定まっておりませんので、①に記載のとおり、地域と協議し使途を明確化すべきではないか。また、検討の結果、効果的な活用策が仮に見いだせないようであれば、本事業の廃止等も検討すべきではないかという課題及び方向性が提起をされているというものでございます。

次に、6番目の男女共同推進センター相談事業でございます。センターにおいて相談支援業務を行う事業でございますが、評価結果は同じく見直しとなっており、①では今年度からこの事業、相談員を2名体制に増員したということを踏まえまして、その効果をまずはしっかり検証すべきではないか。そして、②では相談が増加傾向にあることから、相談者の根本的な課題の解決のための仕組みや施策を検討すべきではないか。このような課題、そして方向性が提起をされているというものでございます。

次に、7番目、就労対策事業でございます。同和地区における就労対策として公務員試

験講座などを開催する事業でございますが、評価結果は見直しとなっているところでございます。①に記載のとおり、公務員試験の日程が現在従前よりも早まりつつあるという状況がございますので、このような状況を踏まえて事業の開催方式などを見直すべきではないかとの課題、そして方向性が提起をされているというものでございます。

次に、8番目でございます。美咲体育館施設維持管理事業でございます。評価結果は見直しとなっており、①に記載のとおり、美咲体育館の趣旨を踏まえ、より多くの皆さんに御利用いただけるよう、周知やPRの手法を検討すべきではないか等の課題と方向性が示されているというものでございます。

次に、下側の31ページ、ナンバー10の職員研修事業でございます。市職員の人材育成のための研修を実施する事業でございますが、この評価結果は見直しとなっているところでございます。①に記載のとおり、ウェブによるEラーニング研修、これに満足をしていないという職員が一定おりますので、その理由を確認した上で研修の充実を図るべきではないか等の課題と方向性が提起をされているというところでございます。

総務市民委員会所管の内部評価対象事業については以上でございます。

続きまして、資料35ページ目をお開きいただけますでしょうか。

35ページからが外部評価に関する資料でございます。この外部評価委員会につきましても、総務市民常任委員会所管の事業について御説明をさせていただきたいと考えております。

ページが少し飛びますが、47ページ目を御覧いただけますでしょうか。

47ページが管財課所管の公用車集中管理事業の概要等でございます。この表の見方でございますが、ページの上から順に事務事業の名称、所管課の名称、そして外部評価委員会の評価結果及び具体的な改善要望事項となっているところでございます。そして、後ほど説明をさせていただきますが、50ページ以降に委員会の評価を受けて今後どのように対応していくのかという所管課における検討の方針、方向性を記載をさせていただいているというものでございます。

それでは、公用車集中管理事業について説明をさせていただきたいと思いますので、申し訳ございません、もう一度47ページを御覧いただけますでしょうか。

この事業は、集中管理方式により公用車の効率的な運用、維持管理を行うものでございますが、外部評価委員会からは見直しとの評価を受けているところでございます。

まず、47ページ、改善項目の1でございますが、公用車の台数の最適化等のため、稼働

率をまずは把握すべきではないかというような改善要望がなされているところでございます。また、次の48ページでございますが、改善項目の4として、ドライブレコーダーの設置を推進すべきではないかというもの、そして改善項目の5として、マイクロバスを運転しない際の運転手の業務内容を整理すべきではないかというもの、また49ページでございますが、改善項目の9として、電気自動車・ハイブリッド車の導入を促進すべきではないか等々の御提言をいただいているところでございます。

これらの提言を受けての所管課の検討方針でございますが、50ページ、51ページに記載をしておりますとおり、提言の内容を踏まえながら、まずは実現可能性も含めて検討や調査研究を行うこととしているものでございます。

続きまして、52ページを御覧いただけますでしょうか。

52ページが収納課が所管する市税収納事務事業でございます。市税の収納納付促進のため各種の取組を行う事業でございますが、外部評価委員会からの改善項目としては、地方税の電子納付のためのe L-Q Rコードの利用促進を図るべきではないかという御提言をいただいております。

この提言を受けての具体的な検討の方向性でございますが、53ページに記載のとおり、チラシを納税通知書に同封する等の取組により周知を図ることとしているものでございます。

今御説明をいたしました2事業を除いた8事業については、文教福祉常任委員会の所管事業となりますので、各所管課から文教福祉常任委員会に報告をさせていただくこととしております。

行政評価の運用結果につきましては、以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。ただいま執行部から報告を受けましたが質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これにて質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして総務市民常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時57分